

令和3年第2回定例会（第1号）

令和3年6月7日（月曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 各常任委員会報告
日程第 4 出納検査報告
日程第 5 一般質問

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	民 生 部 長	杉 原 太
総務部長事務取扱			
経 済 部 長	青 山 芳 弘	総務部総務財政課長	青 山 栄久雄
総務部情報防災課長	若 山 みつる	総務部政策推進課長	中 村 雄 司
総務部税務課長	柴 田 憲	会 計 課 長	関 口 順 子
民生部住民課長	清 野 真 里	民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和
民生部福祉課長	村 山 徳 收	民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経済部農林水産課長	村 上 宏 樹
経済部土木課長	佐々木 陵 二	経済部都市住宅課長	川 島 篤 実
経済部上下水道課長	笠 原 泰 之		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長 扇 田 誠 学 校 教 育 課 長 倍 楼 司
兼学校給食センター長
生 涯 教 育 課 長 竹 内 圭 介 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 川 崎 元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 青 山 栄久雄

○本会議の書記

事 務 局 長 広 部 美 幸 書 記 妹 尾 洋 兵
書 記 佐々木 宏 美

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

11番 澤 出 明 宏 12番 中 島 勝 也

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第2回七飯町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

○議長（木下 敏） 日程に入る前に、今期定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

中宮安一町長。

○町長（中宮安一） 皆さん、おはようございます。

今定例会の開会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、令和3年第2回七飯町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、北海道においては、去る5月16日から、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されましたが、高どまりの状態が続くことから、6月20日まで延長となりました。

その決定を受け、6月13日に予定されておりました大沼国定公園での東京オリンピックの聖火リレーも、組織委員会からの通知により、中止となりました。選ばれた聖火リレーの方々はもちろんのこと、七飯町においては、記念にも記憶にも残る聖火リレーの中止は残念なことではありますが、感染状況を鑑みれば、賢明な判断であったと思います。

コロナワクチン接種については、現在のところ、接種事業に携わる医療従事者の2回目の接種もほぼ終了したほか、町内高齢者入所施設及び従事者の1回目を接種中であります。

75歳以上の高齢者の接種につきましては、5

月31日から接種を始め、町内医療機関や集団接種会場において順次進めてまいりますが、接種予約の際には、電話が通じづらい、インターネットがつながりにくいなど、多くの方々に御迷惑をおかけしておりますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

今後ですが、本日、6月7日からは、75歳以上の高齢者を対象とする2回目の接種予約を受け付けしているところであります。65歳以上75歳未満の方や基礎疾患のある方については、その後、順次接種券を郵送し、接種予約を受け付けてまいります。

いずれにしても、十分なワクチンは確保されていますので、あせらず落ちついて御予約をお願い申し上げる次第でございます。

また、6月20日までの緊急事態宣言の延長により、飲食業、観光業を初め町内経済に与える影響が懸念されることから、今後、状況を注視しながら対策を講じてまいりたいと考えております。その際は、議員皆様からも御意見等を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

基幹産業であります農業については、今のところ農作物全般、順調に推移しており、実り多い出来秋を期待するものです。

新鮮な話題としては、大中山駅前にて稼働しておりました酒蔵、箱館醸造の純七飯産の日本酒郷宝が5月24日から一般販売されました。多くの報道で取り上げられ、七飯町のPRに貢献いただき、感謝を申し上げます。

以上、最近の町政の状況について御報告させていただきました。

次に、令和3年4月1日付け人事異動に伴う事務分掌発令について、お手元に配付の町政動向報告の資料にも添付しておりますが、改めて異動のあった特別職、管理職員の紹介をさせていただきます。

最初に、副町長の職のほか、総務部長事務取扱の宮田東でございます。

○副町長・総務部長事務取扱（宮田 東） 宮田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（中宮安一） 次に、総務部総務財政課長

の青山栄久雄でございます。

○総務財政課長（青山栄久雄） 青山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 次に、会計管理者兼会計課長の関口順子でございます。

○会計管理者兼会計課長（関口順子） 関口です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 次に、農林水産課長の村上宏樹でございます。

○農林水産課長（村上宏樹） 村上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 次に、経済部農林水産課長の併任を解いた農業委員会事務局長の田中正彦でございます。

○農業委員会事務局長（田中正彦） 田中でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 次に、教育委員会学校教育課長の兼務を解き、学校給食センター長を兼務する教育次長の扇田誠でございます。

○教育次長（扇田 誠） 扇田です。よろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 次に、教育委員会学校教育課長の倍楼司でございます。

○学校教育課長（倍楼 司） 倍楼です。よろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 最後に、議会事務局長の広部美幸でございます。

○議会事務局長（広部美幸） 広部です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） すみません、1人飛ばしてしまいました。総務部税務課長の柴田憲でございます。

○税務課長（柴田 憲） 柴田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（中宮安一） 紹介は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本定例会に提出いたします付議案件は、専決処分の承認2件、新規条例、契約議決、補正予算などの議案8件、報告3件の計13件でございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、挨拶

とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

11番 澤 出 明 宏 議員

12番 中 島 勝 也 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの3日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月9日までの3日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

各常任委員会報告

○議長（木下 敏） 日程第3 各常任委員会報告を議題といたします。

最初に、総務財政常任委員会の報告を求めます。

池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） それでは、委員会報告第9号、総務財政常任委員会報告書。

令和3年3月19日第1回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年5月17日。

七飯町議会議長、木下敏様。

総務財政常任委員会委員長、池田誠悦。

記。

所管事務調査事項。

固定資産税に係る課税の現況について。

令和3年3月19日、4月21日、5月17日の3日間、委員会を開催し、副町長、税務課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1、調査の目的。

固定資産税に係る課税の現況、今後の取り組みを把握するための調査を行った。

2、調査の方法。

固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税の内容、償却資産の課税に至る経過、未登記物件への対応方法に関する資料等の提出を求めたほか、副町長、税務課長への聴取を行った。

3、固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税の内容について。

地方税法第342条並びに七飯町税条例第54条の規定により、毎年1月1日現在（「賦課期日」という。）町内に所在する土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）に対して課税されるものである。

（1）納税義務者について。

毎年、賦課期日現在における固定資産の所有者

に税額を課する。所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

（2）税額について。

固定資産の評価は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」によって行い、価格（評価額）を決定し、その価格を基に法律で定める計算式を適用して、税額の基礎となる課税標準額を算出する。ただし、同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額（免税点）に満たない場合、固定資産税は課税されない。

税額＝所有固定資産の合計課税標準額×1.4%

免税点（土地）30万円。（家屋）20万円。
（償却資産）150万円。

（3）評価替えについて。

固定資産（土地・家屋）の価格は3年ごとに見直すこととされ、これを「評価替え」という。令和3年度は評価替えの年度となり、令和4年度、令和5年度は原則として価格が据え置かれるが、分筆・合筆・地目変更等によって、区画形質が変化した土地や、増築又は一部取り壊し等のあった家屋は例外的に価格の見直しを行う。

（4）土地について。

田・畑・宅地・塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場・原野その他の土地をいう。住宅用地に係る課税標準の特例や商業地等の宅地、一般農地に係る負担調整措置がある。

（5）家屋について。

住家・店舗・工場（発電所及び変電所を含む）・倉庫その他の建物をいう。要件を満たす場合、新築後、一定期間の固定資産税軽減措置がある。

（6）償却資産について。

毎年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの

(法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。)が申告の対象となる。ただし、下記の方法は償却資産の対象から除かれる。

○自動車税・軽自動車税の種別割の課税対象となるもの。

○特許権・ソフトウェアなどの無形固定資産。

○耐用年数1年未満、取得価格10万円未満の減価償却資産で、税務会計上、一時損金算入しているもの又は必要経費としているもの。

○取得価格が20万円未満の減価償却資産で、税務会計上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行ったもの(一括償却)

主な償却資産について、いくつか業種別に例示すると、表1のとおりである。表を参照してください。

委員からは、土地や家屋の軽減措置に対する質疑があり、土地については住宅の敷地の用に供されている場合、課税標準額について、200平方メートル以下の住宅用地については6分の1に軽減される小規模住宅用地の特例や、200平方メートルを超えた一定敷地に対しては3分の1に軽減される一般住宅用地の特例等があり、家屋については、要件を満たす新築の場合、一定期間、固定資産税が2分の1に減額となる措置があるとの回答であった。

4、償却資産の課税に至る経過について。

償却資産は、土地及び家屋とは異なり、登記制度がないため、地方税法第383条及び七飯町税条例第75条の規定により、所有者には毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数、見積価格、その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告する義務を課している。

申告実績のある事業者及び当町で事業の開始を把握したもの(個人営業届、法人届、確定申告の事業所得者)については、毎年12月末に申告書様式を発送しているが、償却資産を所有していて申告書様式が届かない場合や、新たに事業を開始した場合は、事業者からの連絡をお願いしており、町広報誌でも周知している。

5、未登記物件への対応方法について。

自己資金で建築した家屋は未登記の場合があり、課税漏れとなるケースがある。また、償却資産に該当する構築物等においても未申告の場合があるため、定期的に町内を巡回し、課税漏れの把握に努めているが、困難な状況である。

令和2年度において、デジタル空中写真撮影及び写真地図作成業務委託を行った。

今後、課税台帳と照合することで課税漏れを解消するための実地調査等を計画的に行う予定である。

委員からは、農業用施設、倉庫等の未登記家屋や、近年、全国的に課税漏れが問題となっている太陽光発電パネルの償却資産について、どのように対応していくのかとの質疑があり、令和3年度より再任用職員1名を配置しており、今後はデジタル空中写真の画像と現況を照合するなど、効率的な把握方法を検討し、課税漏れの解消に計画的に取り組んでいくとの回答であった。

6、その他。

(1) 罰則について。

正当な理由がなく、固定資産税の申請又は申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び七飯町税条例第76条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合がある。

(2) 平成27年度から令和3年度の課税状況(調定額)は、表2のとおりであります。表を参照してください。

7、まとめ。

固定資産税は、七飯町の財政運営上、大変貴重な自主財源となっている。

しかし、太陽光パネル等の償却資産については、土地及び家屋とは異なり、登記制度がないため、納税義務者及び課税客体の把握が容易ではなく、未申告者・未申告資産の把握・解消が課題となっている。

未申告者の中には、申告の必要があることを知らない納税義務者がいることも考えられるため、町広報誌での周知に努めるとともに、未登記家屋の把握とあわせて実地調査を行い、申告案内を送付するだけでも未申告者の解消につながることを

期待できる。

また、町では、令和2年度においてデジタル空中写真撮影及び写真地図作成業務委託を行い、これらの情報を課税台帳と照合することにより、課税漏れの解消につながることを期待できる。

今後、課税漏れの解消に向けて実地調査等を計画的に行う予定であることから、課税の適正性・公平性を確保するために、早急に実地調査等を実施するための環境及び体制づくりを強化し、課税漏れの解消を図ることを強く望み、委員会報告とする。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れ様でした。

次に、経済産業常任委員会の報告を求めます。

畑中委員長。

○経済産業常任委員長（畑中静一） それでは、委員会報告を行います。

委員会報告第11号、経済産業常任委員会報告書。

令和3年3月19日第1回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年5月18日。

七飯町議会議長、木下敏様。

経済産業常任委員会委員長、畑中静一。

記。

所管事務調査事項。

ふるさと納税について。

令和3年3月19日、4月13日、28日、5月18日の4日間、委員会を開催し、経済部長、商工観光課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1、調査の目的。

ふるさと納税のこれまでの状況、今後の取り組みを把握するため、調査を行った。

2、調査の方法。

ふるさと納税制度、企業版ふるさと納税制度の概要、返礼品や町が契約しているポータルサイトの実績、過去5年間のふるさと納税の収支等に関

する資料の提出を求めたほか、経済部長、商工観光課長への聴取を行った。

3、ふるさと納税制度の概要について。

都道府県、市区町村に対してふるさと納税をすると、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税が控除される制度である。

控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが原則必要であるが、確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）がある。

控除の対象となるふるさと納税額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額の30%が限度である。

七飯町のふるさと納税の返礼品数は、令和元年度は66商品であったが、令和3年4月9日現在で132商品を用意しており、随時新しい商品の発掘を行っている。

なお、令和2年度における七飯町ふるさと納税（地域別）の実績は、表1のとおりであります。表1を後ほど御覧いただきたいと思います。

納税者の多くはポータルサイトを利用しているため、平成27年度より「ふるさとチョイス」、平成30年度より「さとふる」、令和2年度より「さといこ」、令和3年度より「三越伊勢丹ふるさと納税」、「楽天ふるさと納税」のポータルサイトと契約することにより、納税者の利便性の向上を図っている。

令和元年度における北海道内の各自治体ふるさと納税額一覧は表2のとおりであり、七飯町は180団体中130位である。

また、過去5年間のふるさと納税の収支は表3のとおりである。

委員からは、平成29年度のふるさと納税額は8,050万20円であったが、令和2年度に3,319万8,000円と減少した要因は何か。また、令和2年度は、寄附金額に比べ、返礼品以外の歳出が高額なのはなぜかと質疑があり、平成29年度は返礼品に人気のある海産物であり、寄附

額が増加したが、平成30年度に総務省より返礼品は地場産品に限定する等の税制改正があり、現在は基準にあわない海産物を取り扱っていないこと、町内宿泊施設の宿泊券が好評であるが、新型コロナウイルスの影響から、現在は利用者が少ないことが要因である。

また、返礼品以外の歳出が高額となっている理由は、ふるさと納税制度が普及するに従い、ポータルサイトごとに支払う利用料の増加等が要因であるとの回答であった。

4、企業版ふるさと納税制度の概要について。

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される制度で、令和2年度より、地方創生のさらなる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度が大幅に見直された。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）とあわせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、寄附しやすい仕組みとなっている。

1回当たり10万円以上の寄附が対象となり、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されている。

また、本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象外となっている。

委員からは、今後どのように企業版ふるさと納税をPRするかと質疑があり、七飯町と各事業を通じて交流がある企業に「七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた施策に関連する事業を説明し、御理解いただく等、直接PRを行いたいとの回答であった。

5、まとめ。

ふるさと納税は、自分の出身地域や応援したい自治体に寄附できる制度であり、寄附を財源としたまちづくり事業の推進を図ることや、寄附者に対する返礼品を通して地域の物産品や名産品をPRする機会となり、地場産業の振興につながるものである。

町では、返礼品数や取り扱いポータルサイト数を増やすことで、納税者の利便性の向上を図っている。

また、七飯町を知ってもらうためのプロモーション強化が必要であることから、「道の駅なないろ・ななえ」内にふるさと納税専用ブースを設置したり、関連企業のホームページ内にふるさと納税のバナーを設置するなど、多方面から七飯町の知名度アップを図るための創意工夫を重ねている。

今後、納税者にとって魅力ある返礼品を継続して開発することにより、ふるさと納税を推進し、さらなる地域産業の振興、自主財源の確保という好循環を生み出し、ふるさと納税寄附額1億円を目標に取り組むことを望む。

企業版ふるさと納税は平成28年度に創設され、令和2年度の税制改正で大幅に見直された。最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割となり、企業にとってもメリットが大きいと考えることから、七飯町に縁のある企業に対して、寄附したいと思える地方創生プロジェクトメニューを積極的にPRすることにより、企業版ふるさと納税の取り組みを強化することを望み、委員会報告とする。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れ様でした。

次に、民生文教常任委員会の報告を求めます。
坂本委員長。

○民生文教常任委員長（坂本 繁） それでは、報告いたします。

委員会報告第12号、民生文教常任委員会報告書。

令和3年3月19日、第1回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年5月19日。

七飯町議会議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長、坂本繁。

記。

所管事務調査事項。

・町内小中学校における登下校時の安全確保について。

・新型コロナウイルスワクチン接種事業について。

令和3年3月25日、4月20日、5月19日の3日間、委員会を開催し、民生部長、教育次長、子育て健康支援課長、学校教育課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1、調査の目的。

町内小中学校における登下校時の安全確保の現状、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施方法について調査を行った。

2、調査の方法。

町内小中学校における登下校時の安全確保については、過去5年間の小中学校の通学路における事故の現状に関する資料の提出を求め、教育次長、学校教育課長への聴取を行った。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、ワクチン接種事業の実施計画、ワクチン接種開始から終了までのスケジュール、医療従事者及び会場確保の現状、ワクチンの入荷状況などの資料の提出を求め、民生部長、子育て健康支援課長への聴取を行った。

3、町内小中学校における登下校時の安全確保について。

過去5年間の小中学校の通学路における事故の現状については、表1のとおりである。

委員からは、事故が起きたときの学校側から児童生徒への注意喚起について質疑があり、校長から教職員へ、教職員から児童生徒へと情報を共有し、交通安全に対する指導を行っているとの回答であった。

表1、過去5年間の小中学校の通学路における事故の現状は表のとおりでありますので、御覧ください。

4、新型コロナウイルスワクチン接種事業について。

(1) ワクチンの接種事業の実施計画について。

新型コロナウイルスワクチン接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、各市区町村において予防接種を実施するものであり、七飯町ではワクチン接種体制を強化するため、保健センター内にワクチン接種対策チームを編成し、円滑で混

乱を極力抑える方法の検討を行っている。

ワクチンの搬入量や供給時期など、未確定の部分が多くあるため、接種体制の確保や案内書、接種券の発送、受付予約、個別医療機関での接種及び集団接種の必要回数など、町内医療機関の医師との入念な協議を行っている。

①接種の案内書、接種券の発送について。

65歳以上の高齢者を優先に接種開始、その後、基礎疾患のある16歳以上65歳未満の方の順に接種を進めていく方針が国から示されている。

ワクチンの供給時期や供給量の見通しが不確定な現状の情報などから推測すれば、少人数での供給量となり、また、供給時期も不安定な状況であることを危惧している。

このため、まずは高齢者施設入居者（従業者含む）からワクチンの数量に応じて接種開始し、その後、案内書及び接種券をワクチンが確保できる数量に応じて年代別（高齢者75歳以上、65歳以上75歳未満）に分けて発送するなど、混乱を防ぐ対策を行う。

②接種予約方法について。

当町では、限られた人員体制の中で、円滑な予約受付を実施するため、コールセンターの業務を民間業者へ委託し、電話及びインターネットによるweb予約を可能とする手法を導入。委託業者については、名鉄観光サービス株式会社函館支店であり、函館市内にてコールセンターの設置をしている。委託期間については、現時点で9月末までとしている。ワクチンの供給時期が大幅にずれ込むと、委託期間の延期を伴う契約変更が必要となる。

③接種を受ける場所（個別医療機関、集団接種）について。

特に65歳以上の高齢者については、少なからず基礎疾患を有している方が多いことから、積極的にかかりつけ医などの受診機関を勧めていきたい。

ワクチンの供給が安定次第、町内医療機関の医師2名、看護師4名によるシフトにより、土、日開催の集団接種へと移行を行っていく。

(2) ワクチンの接種開始から終了までのスケ

ジュールについて。

現時点で把握しているワクチンの供給量を想定した内容でのワクチン接種開始から終了までのスケジュールについては表2のとおりであり、ワクチン供給量の状況によっては大幅な変更となる可能性がある。

表2、ワクチン接種から終了までのスケジュール表を御覧ください。

(3) 医療従事者及び会場確保、ワクチンの入荷状況について。

町内医療機関と入念な協議を実施した結果、1週間当たりの接種可能数は1,500人相当であり、その他、七飯町保健センター内では月2回、集団接種を行う計画である。なお、医療従事者及び会場確保の状況については表3のとおりであります。表3、医療従事者及び会場確保の現状は表のとおりであります。

ワクチン入荷状況については、4月20日現在では、医療従事者用ワクチンが入荷し、既に接種が開始されている。

今後、高齢者用ワクチンが入荷予定となっていることから、高齢者施設入居者（従業者含む）、75歳以上高齢者、65歳以上の高齢者へと順次ワクチンの入荷数量を考慮しながら接種券を発送する予定である。

現時点では、ワクチン入荷の正確な数量が国より示されていないが、今後は国のワクチン配分調整により、定期的に供給されることが期待される。

委員からは、函館市内の医療機関がかかりつけ医である場合、函館市内で接種することは可能か、また、当日、キャンセルなどによりワクチンが余った場合の体制について質疑があった。函館市内においては、接種できる医療機関が少ない現状であり、函館市民の接種を優先するため、他自治体の住民を受け入れることは不可能である。函館市内の医療機関がかかりつけ医である住民は、事前にかかりつけ医より接種が可能か判断を仰ぎ、町内の医療機関で接種することになる。また、当日キャンセル等があった場合は、ワクチンを無駄にすることがないように、各医療機関でキャンセル時対応リスト等を作成し、臨機応変に対応

するとの回答であった。

5、まとめ。

町内小中学校における登下校時においては、地域・学校・保護者・教育委員会が協力し、通学路の安全確保を図っており、近年は重大な事故は起きていない状況であるが、過去5年間は、小学校1年生の事故が3件あった。低学年の児童は基本的な交通ルールが身につけていない年代であることから、今後も登下校時の安全確保には十分配慮願いたい。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業については、今後開始される町民への円滑な接種を実施するため、保健センター内に新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し、町内医療機関の医師との入念な協議を実施している。

現段階では未確定である国からのワクチンの供給量にあわせて、効率的な接種体制を構築し、住民に対して分かりやすい周知、広報、相談等を徹底することを望み、委員会報告といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れ様でした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

日程第4

出納検査報告

○議長（木下 敏） 日程第4 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○2番（神崎和枝） 6月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、2月、3月、4月の3か月分です。

2月分につきましては、3月26日、29日、30日、31日、3月分につきましては、4月23日、26日、27日、28日、4月分につきましては、5月26日、27日、28日、31日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

また、3月31日には、水道事業会計の貯蔵品につきましても確認をしております。別に実地棚卸表を添付しておりますので、御参照願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れ様でした。

以上で、出納検査報告を終わります。

1時間になりましたので、11時10分まで、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第5 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、通告に従いまして、大綱、3問、質問を行いますので、お願いいたします

1問目は、町内で発生した交通事故に対する町の改善策についての質問であります。

私が函館中央警察署に問い合わせたところ、令和元年度の交通事故として処理をした人身事故と物損事故の発生件数のうち、特に道道大野・大中山線、これと国道5号線の交差点付近で起きた交通事故の件数であります。令和元年が7件、令和2年度は9件という報告を受けました。済みません、これ、私、間違えまして、9件ではなくて

10件という調べでした。いずれも重大事故ではなかったものの、1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件のいわゆるヒヤリハットがあると言われております。これはハインリッヒの法則と呼ばれ、労働災害の現場ではよく知られていることで、今回のように軽微な事故が続いている現状は、いずれ重大事故の発生を予見しているものと考えております。町内での交通事故防止のためには、道路構造などを含めた現状分析を十分行い、改善すべき点を洗い出し、できるだけ早く対応することが行政の責任と思われま。

今回は、この短い区間で事故が多発している道路に的を絞り、次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、町内における物損、人身の交通事故が発生した場合、今まではどのような手順、内容で処置されてきたかについて。

2点目は、事故原因と考えられることに対する究明と改善対策について。

3点目は、警察との交通事故に関する情報共有のあり方について。

最後、4点目は、町内における今後の具体的な交通事故防止対策についてであります。

お願いいたします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、1点目についてでございますが、軽微な物損事故や人身事故発生時においては、所管する函館中央警察署において現場検証と事故処理を行っております。また、交通事故の内容によっては、町にも連絡があり、警察と連携しながら、注意喚起や交通安全施設の設置など、必要に応じて対処しております。

次に、2点目についてですが、交通死亡事故などの重大事故が発生した場合では、函館中央警察署、道路管理者、地域の町内会、町の交通防犯係などの関係者が合同で事故現場の道路診断を行い、道路構造や交通安全施設等に問題がないか現場検証を行っております。その上で、必要があれば、カーブミラーや街灯、警察による規制標識の設置など、交通安全対策の強化を行っております。

す。

次に、3点目についてですが、交通事故発生時において、交通防犯係で事故を把握した段階で、七飯交番と連絡をとり、警察が情報提供できる範囲内の事故状況を確認しております。また、七飯交番と情報共有し、広報ななえに毎月七飯交番からのお知らせとともに、月ごとの交通事故発生件数を掲載し、住民周知しております。

次に、4点目についてですが、町では、七飯町交通安全推進委員会及び七飯町交通安全指導委員会を中心に、関係機関などと連携し、保育園や学校などへの交通安全教室、街頭指導やパトライト作戦、そして春と秋の全国交通安全運動による地域総ぐるみの街頭啓発活動を引き続き行うとともに、交通事故発生現場については、地域の町内会や函館中央警察署、道路管理者などと連携しながら、必要な箇所にはカーブミラーの設置や警察への規制標識の要望など、引き続き取り組むほか、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に根気強く取り組んでまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、順に再質問を行います。

1点目は、事故の内容によっては町にも連絡があると、そういうことに対応しておりますという答弁でありました。

再質問としましては、今回は大中山小学校前の国道部分に絞った質問なのですが、ちょっと比較対象としまして、七重小学校のところも、去年の事故だけ調べましたら、七重小学校、要はこの役場に上がる交差点から交番のある交差点までの間で起きた物損人身事故は2件でした。大中山小学校のほうは去年は10件あったということなので、警察が処理をする事故のほかにも、かなり軽微なもの、報告されないものというのはありそうだなということで、今回、質問をしますけれども、少なくとも大中山小学校前、この国道に関しては、事故が多発しているというふうには私は見えております。警察からの連絡案件だけではなくて、例えば近所に住んでいらっしゃる方が何か目撃し

ただとか、そういった情報を含めて、警察から連絡があったということではなくて、町のほうから何か情報収集に当たる、こういうことが必要ではないかなということで、再質問させていただきます。

2点目は、大きな事故が発生したときには、道路診断、そういったことも行うという御答弁でしたが、大中山小学校前、令和元年が7件、昨年、令和2年が10件ということで、どんな事故かと、詳しい情報は得られませんでしたけれども、例えば時間帯によれば、私の感覚としては、子供たちの登下校の時間が多いのかなと思いましたが、それも少しはあるのですが、半分くらいは日中、皆さん方が、例えば郵便局に行くだとか、支所に来るだとか、こういった時間のほうに事故が多いように思います。子供が絡む事故よりも、車対車、車対自転車、車対物と、こういった事故のほうが多いというのが大中山小学校前の国道の事故に多くあります。

そこで、2点目の質問としましては、究明と改善の対策についてということをお聞きしておりますので、例えばいろいろな条件があると思いますが、朝の登校時間帯の状況、これは親御さんもしくはおじいちゃん、おばあちゃんが児童生徒の送り迎えも多いでしょうし、同時に通勤車両が押しボタンの信号でどんどんたまってくると、こういう状況にもあります。さらには、工業団地から上がってくる車、それから町内のダンプカーがいろいろな現場に出ていく、こういったものが混在をする時間帯があるわけですが、郵便局の来店者や支所の来店状況、さらに子供たちのこと、こういったことの情報と、あそこは七飯から函館に向かっていきますと緩い右カーブになっている道路なのです。それで見てみますと、車はとまっているのだけれども、自転車等は左側をすーっと進んでいくと、そういったものをよく引っかける事故が多いように思いますので、こういった内容を、冬はちょっとまた別かと思えますけれども、きちんと分析されることが必要ではないかと。また、さらには、酒蔵がオープンをしました。この大中山駅におりる入り口に来る車もこれからどんどん増えてくるのではないかと。それから、道道

のほうは線路から国道までの間の工事がいずれ行われます。改良工事が行われますので、そうやってきたときの状況がある程度推測した上で対応が必要ではないかということで、再質問をさせていただきたいと思います。

警察との情報共有についての御答弁は、交通防犯係で把握した段階で把握していると。さらには、ホームページなどにも載せているという御答弁でしたが、基本的には、警察で事故処理された案件というのは全て防犯係に来ているのか。それは軽微なものも含めて、全部逆に報告してもらって、データベース化するというのも必要ではないかと思うのですが、これは全町とかではなくて、ある程度まとを絞って、危険だなと思われるところのそういうデータベース化する必要があるのではないかと。それから、できればそういう分析をするための、大げさに言えばマニュアルみたいなものも作成する必要はないかということについて、再度質問したいと思います。

最後、4点目ですが、今までの事故情報の収集、この収集した後、どうも失礼ながらきちんと解析されているのかなど、あまり思えないような、限定的な、例えば何月何日にこういう事故がありましたというだけの集計であれば、あまり意味がないというふうに私は考えますので、将来、危険が予想されることに対しての事故防止対策、こういったものをちゃんと構築できるような情報収集が必要ではないかということで、再質問させていただきます。お願いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、1点目の住民からの目撃情報の収集についてでございます。警察以外から何らかの形で情報があつた場合には、警察に連絡し、状況を把握した後、事故発生現場に出向き、状況確認を実施しているところでございます。

次に、2点目になります。詳しく調査された上で対処すべきかということで、町といたしましては、対策の一つとして、啓発活動として、児童の登下校時に学校と連絡しながら、女性交通指導員が町内3か所に立哨し、児童の安全確保に努めているところでございます。

また、調査等に関しましては、内容等にも異なりますけれども、必要に応じて引き続き関係課と連携して対応していきたいと考えております。

次の3点目のデータベース化とマニュアル作成についてでございます。こちらのほうは3点目と4点目をあわせて答弁させていただきます。

警察からの情報は、事故内容にもよりますが、物損事故や事故発生時の死亡事故以外の人身事故の情報は無いものの、係で事故を把握した段階で、重大な案件であれば、警察が提供できる情報を把握し、連携しながら対応しているところがあります。発生事故のうち、警察に届ける事故内容は、損害保険の事故証明にかかるものから幅広く、その事故を分析するという事は難しいと考えてございます。

また、警察により情報提供された年間の人身事故を集計したものをもとに、事故の発生の地域別、時間帯、天候、場所、道路別の発生状況、道路形状などを集計し、それを分析したものを七飯町の交通事故発生状況として町のホームページに掲載しております。

また、何よりもドライバーが交通ルールの遵守と交通マナーを実践することが重要ととらえ、今後も交通安全啓発等に根気強く取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） どちらかといえば、起きたことに対処するという答弁が中心になっておりました。なかなか予測をして、危険因子を早目につぶすということというのは、相当専門家でも難しいことなのかもしれませんけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、通勤車両の種類ですとか、例えば左折、右折、そういったものがどうなのかとか、郵便局、これは大中山のほうの話ですけれども、来店されている方、私の勝手な推測なのですが、大中山郵便局の横というのは河川の管理用道路に入ってくる、縁石が下がっている。それから、郵便局の駐車場に入るところもまた下がっている。ところが、その間に一つ山があるのですよね。これは開発局の規格でできていますので、それをとやかく言えることはなかなか

か難しいかと思うのですけれども、郵便局に来られる高齢者の方にしてみれば、自分の車のおなかをごすらないようにという心配をしながらバックをしたり前に進んだり、ほかの車、それから子供たちのいる時間帯であればそういうことにも注意をしながら車を操作するということになりますので、どうもそこがうまくいっていないような、ただしゆっくり動きますので、大きな事故は起きていないと。ただ、今後、道道の改良が完了した場合にはどうなっていくのか、それにあわせて開発局などとどうにかできないのかというような打ち合わせ、研究、そういったことが必要になるのではないかとということで、今回、質問させていただいています。

課長の答弁はよく理解をしましたので、最後に町長にお伺いをしたいと思います。この役場の下のところというのは、やはり郵便局があって、警察までの間、向かい側にはドラッグストアだったりスーパーがあったり、相当な車両の出入りがあるのですが、これは道が真つすぐなのだと思うのですけれども、事故は思ったほどない。ところが、大中山のほうは緩いカーブになっているから事故が起きているのかなということがありますが、全町をやれということではなくて、どうもこういうヒヤリハットの多いところはきちんと時間をかけて調査する、こういうことが必要ではないかなと思いますが、最後に町長の意見を聞きたいと思います。お願いします。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 平松議員がおっしゃっている部分では、こちらのほうでは警察が交通安全の規制というか、やっておりますし、それから、今話されている国道5号、それから道道、そして一部大中山小学校の脇には町道も交差するという部分もございますけれども、あくまでも交通規制に関しては警察が所管しており、交通事故の処理についても中央警察署がこの地域であれば管轄でございますので、事故証明、それから事故の原因含めて、その部分については北海道警察のほうで管理しているということでございます。

また、国道につきましては、今言われているとおり、国道は開発建設部、そして道道は道の建設

部ということで、ここで重大な事故、あるいは日々そういう小さな事故でも、頻繁に起きているということであれば、道路診断というものを、先ほど住民課長が説明したとおり行いますので、今回の道道の整備も一部あるというふうにおっしゃっておりますけれども、その部分についても、交通安全上の対策も含めた道路改良だというふうに思います。そういう意味では、道路の状況は、関係者、警察、道路管理者、そして地域の住民、町内会組織、そしてこちらでいけば交通防犯係が交通安全の担当ですので、そこでそういう道路の状況を把握した上で、改善の方向について、今後も話し合いを進めていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 確かにいろいろな役所が絡むことなので、町が中心で簡単にものを動かすというのは難しいということは十分把握はしておりますけれども、ちなみに地元の警察署にいらっしゃる方は、大中山の交差点には歩道柵というのがついているのですね。ところが、やはりあれはガードレールか何か、そういうものに変えたほうがいいのではないかくらいのお話もされていますし、交通指導員も、小学校の前に少し校長に呼ばれて行ったことがあったのですけれども、とても手に負えないというようなことも実際にありました。積極的な関与を働きかけていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） この部分につきましては、所在自治体と申しますか、そういう交通事故の発生が起り得る状態があるということですから、そういう部分は地域と連携して、交通安全運動、啓発運動、スピードダウンというような形で交通防犯係のほうで対応できることは全て行っていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、1問目終わります。

す。

2問目に移ります。

災害発生時の具体的対応策についての質問であります。

町は七飯町地域防災計画を本年2月までに見直しを済ませました。この計画は組織として災害に対処するための考え方や体制をしっかりとまとめておき、町民の安全、安心に寄与するものと期待されることとあります。

しかし、細かな具体策については記載されておらず、災害発生時に現実的な対応策をスムーズに行えるように、ここで少し細かいことも含めた確認をさせていただきたいと思っております。

災害には様々な種類や規模があり、発生時にどのような対処をするかを定めておくことは極めて困難を伴い、むしろケース・バイ・ケースのほうが即応力を発揮できるとも考えられますが、今回は避難者の受け入れに関する避難場所の準備体制と、対策本部を設置する場合の準備状況について、災害発生時を冬季間の夕方と想定して、次の7点の質問を行います。

1点目、町内全域が停電した場合に即応できる避難場所について。

2点目は、停電が長引くことが予想されたとき、発電機の持ち込み、これは大型の発電機のことですね、を想定している避難場所について。

3点目は、停電時に即応できる電気自動車、ハイブリッド車を避難場所に利用することについて。

4点目は、避難場所で避難生活を維持、運営することになった場合について。

5点目は、災害対策本部の設置について。

6点目は、災害発生当初よりも規模拡大や期間の長期化が見込まれた場合の災害対策本部のあり方について。

最後は、感染症に対する七飯町地域防災計画の見直しについてであります。

よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、質問にお答えしてまいります。

初めに、避難所へ避難するという事は、自宅

など、現在滞在する場所にいることで生命に危険が及ぶ場合に開設することが基本となります。このことから、自然災害が伴わない停電のみが発生した場合において、避難所を開設することはありません。ただし、冬季間など、停電が長引くことで寒さなどにより生命に危険が及ぶ場合、一時的に回避するため、公共施設を開放する対応は必要であると考えております。

停電の対応といたしましては、ブラックアウトのときに住民の方の情報収集のためにテレビの視聴の提供、また、携帯電話の充電を目的として公共施設を開放する対応を行っております。

このことを踏まえまして、1点目の即応できる避難場所について答弁してまいります。御質問にあります即応という点では、町が備蓄するポータブルストーブと、小型発電機により、どの避難所についても一時的な対応は可能であると考えております。

また、2点目の大型発電機の持ち込みにつきましては、災害協定を締結しておりますリース会社から借り入れすることを想定いたしまして、福祉避難所となつてございます文化センター、保健センター、大中山コモン、大川コミュニティセンター、大沼多目的会館について、屋外に設置した大型の発電機と接続できる設備を令和元年度に整備しております。また、大中山小学校の体育館につきましても、建設時に同様の設備を整備しております。

続きまして、3点目の電気自動車の関係でございますが、最近の電気自動車は、最大60キロワットアワーを超えますバッテリーを搭載しているものもあり、最低限必要な電力について、稼働させた場合、数日間、使用可能なものが販売されております。以前、電気自動車の導入の検討を町でも行いましたが、自動車は災害時に現地対応など、自動車として利用することも多く、避難所にとどまらせておくには効率的ではない。また、避難所に必要な最低限の電力を考慮いたしますと、小型発電機で対応可能であることから、導入を見送った経緯がございます。しかし、世界的には、自動車のカーボンニュートラルに向け、電気自動車の開発や販売が増加する傾向にあり、この動向

を見極めながら、公用車の更新の際には引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

4点目の、避難場所で避難生活を維持する運営についてですが、避難所での避難生活の運営につきましては、基本的に地域住民が中心となり、行うこととなります。町では避難所開設、運営マニュアルを令和2年3月に策定いたしまして、公表しているほか、11月に町内会連合会の研修会でその内容を説明、また、マニュアルの配布も行っております。今後も周知徹底、また、住民の訓練の実施も検討してまいりたいと考えてございます。

5点目、6点目につきましては、災害対策本部のことですので、一括して答弁してまいります。

災害対策本部の設置は、七飯町災害対策本部条例に基づき、町長が必要と認めた場合に設置することとなっております。

また、災害対策本部は、予想された災害の危険が解消したとき、災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときに廃止となります。それまでは、規模の拡大や期間の長期化があっても対応を行うこととなります。

災害対策本部では、関係機関の連携を円滑に行い、対応することが重要となりますが、昨年度、初めて災害対策本部の設置訓練を各関係機関と連携し、実施いたしました。今後も定期的に訓練を実施し、災害発生時に円滑に対応できるように努めてまいりますので、御理解のほどよろしく願います。

最後に、7点目の感染症対策における七飯町地域防災計画の見直しということで、コロナ禍における避難所対策につきましては、今まで避難所運営と異なる様々な対応が必要となりました。町では、令和2年7月に、コロナ禍における避難所開設、運営に関する対策要領を作成し、公表してございます。対策要領では、感染症拡大予防に関する事項をまとめているほか、同時期に備蓄品といたしましてパーティションやテントなどを購入し、コロナ禍での避難所運営の対策を行っております。

また、令和3年2月に地域防災計画の指定避難所開設の項目を改正しており、新型コロナウイルス

等感染症対策について追記をしております。

今後も新型コロナウイルス等感染症の避難所対策につきまして、必要に応じて地域防災計画や各種マニュアルなどを適宜見直してまいりますので、御理解のほどよろしく願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、再質問に入ります。

1点目で答弁いただいたのは、小型発電機での避難所でも対応できるという御答弁でしたけれども、避難所、避難施設というのは全て小型発電機が常設されているのか。また、さらに照明器具というのですか、全停電のときですから、トイレや洗面所、台所、こういったところに必要なそういう灯具、照明器具も発電機とともに常設されているのかということを確認をさせてください。

それから、大型発電機、こういうものが必要なくらい、ブラックアウトのようなことが起きた場合の話ですが、可能性は低いかもしれませんが、実際にブラックアウトしたときには大型発電機が全くこっちにはなくて、小型発電機でやったのですけれども、そういう大型のものが手配できないときには、しばらくは小型発電機でやると。ただし、人がいっぱい来て、発電機でちょっと間に合わないなといったときには施設の入場制限をするだとか、そういう前提というものがあるのかということ。

それと、大型発電機を持ってくる車両なのですから、今回、私は冬季間の夕方という前提で質問をしているわけですが、駐車場というのは比較的除雪されていますけれども、発電機を置くだ、その発電機からケーブルを引っ張って結線するだ、こういった作業がスムーズにできるような体制がとられているのか。極端なことを言えば、運搬車が入れないとか、曲がれないとか、施設に入るのに曲がれないとか、そういうことなのかどうか。それと、その発電機を結線する、つなげる、そういう担当が決まっていられるのか。また、そういうことに関する実地訓練ということは今までやったことがあるのか。施設を整備したのは去年ですから、まだちょっと日が浅い

かもしれませんが、やったことがあるのかということをお聞きしたい。

それと、町内会ではそういうふうになっているということを知らない方、役員の方ですよ、結構いらっしゃいますので、利用者側に対しての説明というのはどうなのか。また、持ってきた発電機がその施設にぴったりあうものなのか、オーバーロードにならないのか。オーバーロードというのは、みんなが普通に施設で電気を使ったときに、発電機で足りないということがないように手配はすると思うのですが、その確認をしたいと思います。

その次には、ハイブリッド、電気自動車の件ですけれども、前にも一度ちょっと説明したことがあります、大型の発電機がなかなか来ない、小型発電機だけではちょっと足りない、こういった場合に、1台でも2台でも使えるそういう電気自動車があると補えると思いますけれども、そういうことを前提とした所有、これから必要ではないかなということに対しての再答弁を求めたいと思います。

4点目の、避難生活に入って、その生活を維持することについての質問でありますけれども、断水、そういういわゆる送水トラブルというのは夏も冬も対応としては同じなのか。

それから、発電機が大型のものがついて、そういったものに例えば給油をするとか、避難者が多い場合には仮設のトイレを持ってきて増設する、こういったことが出てくると思うのですが、そういった場合に、仮設のトイレというのは、冬場、ペダルを踏んで水を流す、これが凍ってしまったりしますので、きちんとした不凍液の入ったそういう水、どんどん補充しながら運営をするということがあるのですけれども、そういったことに対して、ちゃんと訓練的なこと、もしくは住民側のほうの理解というものを事前に知らしめておく必要があるのではないかとということに対していかがなものかと。

それと、大型の発電機、稼働してよかったよかったと言っているときに、突然とまってしまった場合、完全にアウトになってしまいますので、こういった場合に、例えば近所の自動車の修理工

場の方に見てもらうだとか、こういった連携が今とれているのか。

それと、避難訓練を広くやるというのもなかなか難しいと思いますので、避難生活をするということについての何か訓練ということ、電気を確保するための訓練という、狭い範囲でのそういう訓練が必要ではないかなと思いますので、お聞きをしたいと思います。

災害対策本部のことについての御質問でありませうけれども、このごろの災害というのは、九州なんか見ていると、50年だ、100年に一度しか起きないであろうことが毎年起きたりとかして、前回の災害復旧が終わらないうちに、また前よりもひどい災害が起きたりだとかしていると、そういう現状があります。損保会社も、かなり出費がかさんで、今、検討しているというような状況に入っております。

こういった中で、災害対策本部がこういった情報収集ができるのかということで、例えば携帯電話のライン等を使えば、映像を現地から送ってもらって、対策本部がパソコン、映像で映し出して、それを見ながら検討するだとか、そういったことも必要ではないかなと思うのですが、映像を含めた通信手段、どうなっているのか。例えば1か所でいろいろな災害に対して対応しづらいときにはリモートみたいなものを使って何か所かに分かれて対応するというようなことはあるのか、もしやるとすればそういったことに対する機材というのは準備できているのか、この点について伺いをします。

感染症対策のことですが、追加されているということなのですが、実際問題、こういう事態というのは今まで経験のしたことのないことが起きています。例えば避難所に入る前にワクチン接種しているのかとか、陰性だ、陽性だ、そういった検査をするだとか、こういうことを前提にするのか。それから、今後、コロナではなくて、別な感染症とかも出てくるわけですが、そういったものに対してどういった対応を考えていらっしゃるのか。それから、避難生活を始めたときに、中にいらっしゃる方から感染者が出た場合に、避難所というのはどうなるのか、閉鎖するの

か、こういったことについて再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、順にお答えしてまいります。

まず、小型発電機について、避難所に常設されているのか、また、照明器具についても常設されているのかという点でございますが、小型発電機につきましては、町内の防災倉庫が大沼、それから七飯本町、大中山、それぞれに設置されているのですが、そこに備蓄してございますので、各避難所に常設しているということではございません。実際に避難所を開設するときには、職員が行って避難所を開設する準備をいたしますので、その際に発電機が必要であれば、その倉庫から持って行って設置すると。照明器具についても同様となります。ただし、福祉避難所につきましては、照明器具は仮設照明でございますが、令和元年度の工事のときに同様に整備してございますので、福祉避難所につきましては常設する照明器具が設置されているということになります。

次に、大型発電機についてですが、手配できないとき、小型発電機で対応となるのかということだったのですが、冬場の最低限の電力といたしましては、備蓄しているストーブにつきましては電気を使わないもの、また、会館等に常備されている点火等に電気を使う、ファンを回すタイプの灯油でやるFFストーブにつきましては、1機大体最大で100ワット前後の電力となると思うので、備蓄している小型発電機で稼働することが可能でありますので、最低限の電力となりますが、大型発電機が届くまでには、その小型発電機で対応することは可能であると考えてございます。

また、冬場ということで、大型の発電機について、設置、運搬等、それから結線についてなのですが、大型発電機を手配してから、ある程度時間を要することが想定されますので、大型発電機をお願いすると同時に、除雪のほうもあわせて進めていくことで、そこは対応できるとは考えてございます。

また、結線につきましては、これも防災協定を結んでおります七飯町建設協会さんの町内の電気

事業者なのですが、と、実際、結線につきまして、うちは協議等を行って、災害時にそこは対応できるように話をしているところでございます。

また、大型発電機の接続の実施訓練等は、現在まで行ったことがございません。ただし、やはり訓練等やらないと、実際のときは対応できないと考えておりますので、訓練の実施に向けまして、ここは検討してまいりたいと思っております。

また、この大型発電機の設置工事について、町内会等への説明なのですが、これも設置工事が終わった後に町内会連合会さんの役員さんとお話することがございまして、そのときに、このような設備を町で用意したよというような説明はしたことがあるのですが、広くそれが広まっているかといえば、それだけでは十分ではないと考えてございます。これは後にもなりましたが、町内会、町民を対象にした実施訓練等を行うときにあわせて説明したり、この発電機の訓練も同時に行うなどして周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、電力に不足のないような発電機を手配するようになっていくかということにつきましても、リース会社さんとその辺もお話ししまして、どのくらいの容量のものがあるかということで、この施設にはこのくらいだなというのは想定しながら手配できるような感じで準備は進めております。

次に、電気自動車について、これから必要になっていくと。先ほど言ったように、急に電力が足りない場合とか、対応できるのではないかと。ことだったのですが、先ほども申したとおり、自動車の関係が大きく電気自動車に舵取りされていることから、今後、電気自動車の種類もどんどん増えてくるということも考えられます。そのようなことから、先ほどの繰り返しになりますけれども、公用車の更新のときには電気自動車の導入もあわせながら引き続き検討していくとともに、小型発電機がいいのか電気自動車がいいのかということもあわせてそこは検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、避難所の断水、送水等の対策、夏も冬も同様ですかということだったのですが、これは夏

も冬も同様の対策となります。

停電に対する避難所の送水につきましては、先ほど言いました元年の工事のときに、施設のトイレのポンプ等が稼働するようなところも整備してございますので、発電機が来たときには送水等も稼働するようなことで工事を行っております。

また、仮設トイレ等の冬対策についても、実際にやはり訓練等をやってみないと分からないことも多いということなので、これも繰り返しになりますが、住民の実施訓練を今後検討を進めてまいりたいと考えてございますので、その中で、このように実際に仮設トイレ等ももし訓練の中に取り組めるのであれば取り込んで、そこは実施できるように検討してまいりたいと考えてございます。

それから、大型発電機について、突然とまった場合なのですが、これはリース会社さんから借り入れしているものにつきましては、リース会社さんのほうで補修の業者さんもあるということなので、そこら辺も確認しながら、ふだんからリース会社さんと話をしながら、故障の際はうちの保守会社が行くよというようなことも確認はとれていますし、また、町で備蓄している小型の発電機につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、突然とまったときには急に保守できるところは特にございませので、町内の自動車工場だったり、農機具等を整備するところだったり、今後、そのような話をちょっと進めてまいりたいと思っております。

それから、先ほどから答弁してございます住民の避難訓練につきましては、やはり広く一斉に行うというのは大変難しいと思います。今は駒ヶ岳の訓練を長い間大沼地区住民に対して行っているところでございますが、今後は防災行政無線も七飯から大川、大中山のほうに整備されますから、その整備にあわせて、最初は町内会単位ということで、避難所の設置訓練などを行っていきたいということで、これは町内会の連合会の役員さん等とも、単一の町内会の幾つかのところともお話しておりますので、ここは積極的に進めてまいりたいと思っております。

次に、災害対策本部について、情報収集の方法、パソコンの映像などを使った情報収集という

ことだったのですが、ここにつきましては、現在のところ、そのために機材等を用意しているようなことはありません。分かれて行う場合、災害対策本部が分かれて行う、現地に設置する場合の現地本部というのも災害の種類によっては設置することとなりますが、そこの通信については、今、整備してございます防災行政無線と、移動系の無線と言われているもので通信、連絡をとるというようなことで考えてございますが、もしスマートフォンだったりということが使えて、映像等を送ったほうが分かりやすいということであれば、今、コロナでweb会議とかが多くて、たまたま町でもかなりインターネットの画面を大画面に映すとか、プロジェクターに映すとかという機械が整備されていますので、それらを臨機応変に活用して、それらの対応をしていきたいと考えてございます。

また、感染症対策につきましてはなのですが、例えば避難所に避難するときに、ワクチン等打っていないと避難できないとか、そういうことはございません。ただ、感染症の感染状況において、もし避難所を設置する場合には、関係機関の道、それから保健所等に十分協議して、安全に、感染症が拡大しないように避難所対策は行っていきます。また、各種マニュアル等も平時からやっぱりこの辺は打ち合わせしていないとだめだと思いますので、今後というか、これからも道とか関係機関と感染症中の避難所対策につきましては引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 再々質問ありますか。

それでは、お昼ですので、暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の大綱2問目の再々質問から入ります。

平松俊一議員。

○3番(平松俊一) すみません、ちょっと細かい話になってきますけれども、避難所に常設はしていないけれども、備蓄倉庫に小型の発電機等があるという御説明がありましたので、今現在、町内には小型の発電機が何台あって、照明の器具、そういったものもどのくらいあるのかを教えてくださいたいと思います。

もう一つに関しましては、大型の発電機をリース屋さんから持ってくるということになるのですが、ちょうどいい機械がなくて、大きなものならあるのだけといった場合の対応になるのですよ。普通に考えると、大型の運搬車というのはユニックという小型のクレーンがついていて、大体どこでも使うのはそれで吊ったりおろしたりできるものが届くはずなのですが、そういうのでとりおろしができないものがもしかすれば残っていて、それでもいいならということになると、クレーンだとかそういうものの必要性が出てくるのですが、そういったことというのはお考えになっているのかどうか、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

避難訓練、いろいろこれからやりたいというお話で、それは大変にいいことだと思います。

一つ提案というか質問になるのですが、コロナが明けて、いろいろな町内のイベントが始まったときに、発電機等を持って行って行事をやることがあると思います。そういった発電機が来たときに、例えば避難施設にちょっと寄ってもらって、それで体験していただくと。例えば私のところであれば、大川コミュニティセンターというところがあるのですが、そこには駐車場に発電機を置いたら20メートルぐらいキャプターケーブルを引っ張って、それで壁についている端子につなげるという準備ができていますけれども、そういったものをその地区で利用する人たちにちょっと見てもらうという、そういうことがあってもいいのではないのかなと思います。例えばイベントが終わった後にそういう体験ができないとか、それから、よくあることなのですが、ドラムコードの先にまたドラムコードをつけて、根元のドラムコードが燃えるなどということもあります。そういったことの体験といいますか、注意事

項みたいなものも、実際に現地で利用する方たちに教えるというか体験してもらうということも必要ではないかと思うのですが、それについて御答弁を求めたいと。

最後、コロナ禍のことなのですが、こういった今までに想定していないようなことが起きて、今までであれば何年間かかかって防災計画というのをまとめて発表するというやり方をしていました。ただ、こういうふうになると、その都度、例えば避難所でこういうふうにしなればだめだということが決まったら、その分だけリアルタイムで出していくと。全部まとめるまで待つというのではなくて、そういうことができるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長(木下 敏) 情報防災課長。

○情報防災課長(若山みつる) それでは、順にお答えしてまいります。

初めに、備蓄している小型発電機、それから照明の台数についてでございます。

小型発電機につきましては、大体2.4キロボルトアンペアのものが町内で10台備蓄してございます。また、家庭用のカセットコンロタイプで発電できる発電機、0.85キロボルトアンペアのものなのですが、これは6台、町内に備蓄している状況でございます。また、照明器具につきましては、先ほど御答弁いたしました福祉避難所に、元年度に工事いたしました福祉避難所の仮設照明につきましては、LED電球が大体1施設に50灯程度、施設の大きさによって多少は前後があるのですが、50灯程度準備している状態でございます。また、持ち運びできる三脚がついたハロゲンライト、それからLED等のライトにつきましては、ハロゲンライトにつきましては町内で10台。それから、LEDのランタンというのですか、ちょっと置いて設置するようなタイプについては、町内で56台。それから、個々に使うようなペンダント型のライトとかにつきましては、全部合わせて百数十個、町内で備蓄してございます。これらで停電時については、避難所の照明ということでは対応していきたいと考えてございます。

次に、リース会社から借り入れいたします大型の発電機の運搬等についてだと思います。大きいものが来た場合ということなのですが、大体リース会社さんと、どのようなタイプのものが貸し出し可能かということをご相談している内容ですと、大体大きいもので700キロボルトアンペアというものなのですが、それはユニックのついたタイプのトラックに積んで運べる大きさだということで協議しております。なので、運搬についてもリース会社さんがユニックがついたもので運んできて、設置場所におろすということまでは協議を行っているところでございます。

続いて、住民の体験、これらの体験について、イベントのときなどを活用しながらということなのですが、現在のところでも、一つの町内会というか、単位町内会というか、それが二つか三つから避難訓練、避難所の設置訓練を行いたいという要望が来ておまして、町としては、避難訓練のきっかけとして、町の防災無線が今整備されていますので、今年度で整備されますので、その整備が完了し次第、町内会単位でこれらの避難訓練、それから避難所の設置訓練、運営訓練などを、その要望のあった町内会から順次行って行って、それらを町民にも広報しながら対応していきたいと考えております。なので、現在のところイベント等のときにそういうような体験をするのではなく、避難訓練、避難所設置訓練等という形で現在は計画しているところでありますので、御理解願います。

また、コロナ禍の対応なのですが、確かに地域防災計画に掲載するようなものであれば順次掲載していきたいと考えてございますが、防災計画は防災委員会を開いて、各委員さんに了承をもらった後に改定していくという、時間的にちょっと時間がかかってしまうということで、現在はマニュアルとか要領とかで対応させてもらっています。なので、まだコロナの対応等も様々な状況が動いていますので、変わっていくところはリアルタイムに、スピーディに皆さんに周知していくとなれば、今までどおり要領とかマニュアルで整備しながら、改定しながら、ホームページ、それから町の広報、場合によっては町でラインで情報

提供もしていますが、ラインとか、これから整備する防災無線とかの活用も視野に入れながら、コロナに対する変わっていったところをいち早く周知できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 防災無線が整備されたときに一区切りがつくというふうに解釈しますので、しっかりやっていただきたいと思っております。

それでは、3問目に移ります。

認知症高齢者等の個人賠償責任保険、こういったサービスの実施についての質問であります。

認知症や徘徊行動のある高齢者などが他人にケガを負わせたり、他人の財物、いろいろな大事なものを壊し、法律上の損害賠償責任を問う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に、市であったり町であったりが契約者として加入している自治体があります。これは徘徊した認知症の高齢者が列車に跳ねられて亡くなったということがあったのですけれども、その方の家族に損害賠償を求める裁判が起されたことが契機になっていると思うのですが、自治体が認知症の方や御家族を支え、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備するために加入しているものだ。

当町においても、免許を返納したことを忘れて車の運転をしたり、通学児童に石を投げる、こういったことなどが確認されておりますので、町がこの賠償責任保険に加入できないかをお尋ねいたします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、認知症高齢者等の個人賠償責任保険サービスの実施についてお答えしてまいります。

民間保険を活用した事故を保証する保険加入支援制度を導入する自治体は、平成30年度以前は7自治体でありましたが、令和元年以降は54自治体が実施し、令和2年7月においては計61自治体が実施しております。

七飯町における認知症高齢者等の個人賠償責任サービスについてでございますが、令和元年第2

回定例会及び令和2年第4回定例会において、それぞれの同僚議員から御質問いただいた、認知症の人にやさしいまちづくり条例の答弁の際に、七飯町まちづくり基本条例及び地域共生社会の実現の理念が全町民を対象とするものであり、認知症の方も含め、障害のある方、未成年者の損害賠償責任を調査、研究させていただくとお答えいただいているところでございます。

保険加入支援制度を導入する自治体では、認知症の方でひとり歩きをし、行方不明になる恐れのある方を、地域の方々の共同で早期に発見する体制構築事業であるSOSネットワーク事業の付帯事業として、当該事業に登録されている認知症の方を対象に個人賠償責任保険事業を実施しております。

また、保険料負担については全額自治体負担、一部補助、損害賠償責任のリスクなどを理解いただき、希望する方が全額個人負担で加入していただくものなど、様々でございます。七飯町といたしましては、住み慣れた地域の中で安心・安全に暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、導入している自治体の導入効果など、引き続き調査、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） そういう時代といえますか、なかなか認知症と認定できるまでも難しい状況になってきているのも現実なのです。本人は何ともないのだといつつも、徘徊に近いような行動をとったりだとか、実際に通学児童が石を投げられてびっくりしたということも起きています。できるだけ早期に具体的にこういったものに加入できるような協議を進めていただきたいと思いますのですけれども、最後にもう一度、その可能性、できるだけ早くという意味で、御答弁願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） ただいまの再質問の際、加入に向けて検討してみてもという叱咤激励かと思われ。この全国で導入している自治体については、令和元年以降、54自治体ということで、増えつつはございますが、この加入自治体

を対象に、日本総合研究所が国庫補助事業で実施した自治体の認知症の人の事故を保証する民間保険への加入支援に関する調査研究事業というものが、調査研究結果が公表されております。

その中で、導入している自治体についてのアンケート調査の内容で、自治体の個人賠償責任制度導入効果に関するアンケートの回答でございますが、本人が安心して暮らし続けられるようになるという効果が認められる、52%、本人が安心して外出できるようになるが、効果が認められるが16%、家族が安心して暮らせるようになるが57%、本人、家族以外の住民が安心して暮らし続けるようになる、26%。本人と家族のほうには効果が認められるという結果が出ております。

また、自治体がこの制度を導入する課題についてでございますけれども、運用に当たってどのような課題があるかという設問に対しまして、認知症の方だけ公費負担することへの理解を得るのが難しい。障害者など、同様の制度が導入が必要ではないかという回答が16%。保険料が安価で、比較的加入しやすい保険費用を公費で負担する分に対する住民からの理解を得るのが難しいというのが16%とあります。

加入に関してどのような課題があるかという問いに関しましても、家族等の事業の関心が低い、家族等が保証内容を十分に理解していない、認知症の人が事故に遭う必要があるというのがそれぞれ60%近くあるというところでございます。

各自自治体の保険料、また、町独自で複数社の損保から見積もりいただきまして、大体月額1人184円とか214円とか112円という形で、年間にすれば大体1,300円から2,600円ぐらいの間の保険料が設定されているというところでございます。

このような私どもの認知症の事業として、同じく認知症の一人歩きをする方にGPSの装置を貸与して、一人歩きして居場所が分からないときに居場所をGPSで発見する事業をやっております。そちらについては月々550円の負担をいただいているというところでございますので、それに比べると、総合賠償保険については月々が安いので、その部分、公助の部分がいいのか、自助の

部分がいいのかというところの公費負担、個人負担の部分等、解決できれば、町においても、先ほど言ったSOSネットワークの登録者等に対して、このような保険があるよというリスクを説明して、加入していただく形をとるか、また、この個人賠償保険、認知症の方が加入されても、御家族の方がよく自動車保険とか障害保険とか火災保険とかの付帯でそういう個人賠償保険に入っていると、私どもの高齢者の方、認知症の方が入る保険が、適用になる前に家族のほうの保険が先に適用になって、こっちが適用にならない等の保険会社からの説明がございましたので、そういう重複した部分とか、いろいろと今後解決していかなければならない部分もございますので、そういうところももう少し詰めながら、今後、各自治体の今後の先行しているところの効果と導入効果、運用に当たる課題、またちょっと調べさせていただき、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、通告に従いまして、2問、質問させていただきます。

最初の質問は、七飯町地域公共交通計画の策定に関してであります。

七飯町は、地域公共交通計画の策定を目指して、令和3年3月に法定協議会を立ち上げ、令和4年9月に地域公共交通計画の策定をするとして活動を始めております。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、12年ほど前に地域公共交通活性化協議会の際には、町民も協議会の委員として参加し、また、地域ごとに住民の意見交換会などを実施しておりますが、今回の取り組みでは、住民の協議会への参加はございません。住民の声や意見を反映させるために、どのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

2点目、協議会では、住民ニーズ把握のために、町内3,000通ほどの調査アンケートを実施する計画をしておりますが、年齢別の意見や地域別の特性をどのように反映させるのか、そのア

ンケートではどういうふうになっているのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 七飯町地域公共交通計画の策定に関して御答弁申し上げます。

令和3年3月24日に第1回目の七飯町地域公共交通活性化協議会を開催し、協議会の規約を定め、会長は七飯町副町長とし、副会長には七飯町本町地区町内会連合会会長とし、16名の委員により発足したところでございます。委員の構成は、法で定められた関係官庁や交通事業者団体のほか、特に住民または利用者を代表する者として、七飯町本町地区町内会連合会会長、七飯町大中山連合町内会会長、七飯町大沼地区連合町内会会長、七飯町老人クラブ連合会副会長により、御意見をいただくこととしてございます。

計画策定に当たり、協議会での検討に必要な基礎資料や関連データの整理が必要なことから、業務委託し、今年度は1点目として現況交通実態調査、そして2点目として、既存事業者による運行の分析、三つ目として、住民ニーズ把握調査、そして四つ目、バス乗降調査、これらの調査の計画素案の作成を行うこととしてございます。このため、委託事業者の選定のため、プロポーザルを実施したところ、2社からの応募があり、4月28日に第2回目の協議会においてヒアリングの上、業者選定されたところでございます。そして、5月末に契約締結したところであり、現在、企画提案のあった内容などを精査しているところでございます。

1点目の、住民の声や意見を反映させるため、どのようなことを考えているのかについてですが、今年度は業務委託により、ふだん、どういった交通手段により、どこからどこへ移動しているか、また、移動したいかなどを、住民ニーズ把握調査により、住民の御意見を把握していくこととしております。

また、バス乗降調査において、利用実態を把握することとしており、バス利用者の年代や性別などの属性のほか、利用目的、バス乗降前後の移動手段、そして利用頻度等について、記述式ではなく、選択式によるビンゴカードのようなカードを

持って調査員が配布し、利用者の状況把握をしていくことを予定しております。

また、令和4年6月には町民意見交換会などの開催を町内4地区程度で想定しており、地区ごとの意見結果を整理していくことも具体的な方法を選択する上で重要と考えております。

2点目の、アンケートにより年齢別の意見や地域別の特性を反映させる方法についてですが、特定の年代や特定の地区のみの偏った調査結果とならないことを基本として進めてまいります。アンケート結果を踏まえた対策として、特に年代別や地域の特性を考慮する必要があると協議会で判断されれば、協議会で協議の上、町が策定する交通計画等に反映してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、御答弁いただいておりますが、今後の動きとして、住民の意見をどのように反映させる取り組みとなっているのかということに関しては、今の答弁ではちょっと、いつ、どのような取り組みになるのかという中身が答弁の中に聞こえませんでしたので、その点についてもう一度ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それで、先ほども質問の中で言いましたけれども、12年前の法定協議会の際には、住民が6名、委員の中に参加しておりました。そのときも町内会会長とかそういった人たちも参加していたと思うのですが、町内会長さんも今回は連合会という形での会長の参加があります。そういった点では、地域の声が十分対応すれば反映する可能性もないわけではありません。しかし、やはり関心のある住民が協議会に参加しなければ、なかなか意見も出てこないというような問題もあるのではないかとこのように思うわけです。それで、現在は、この法定協議会には、直接町民がコンタクトをとって意見を述べたりすると、そういうことはできませんけれども、町が設置している地域公共交通のプロジェクトチームというのは町が設置しまして、並行してこの事業が進められているということですので、もし住民からの声があった

場合には、そういったプロジェクトチームに声を上げれば、この法定協議会に反映してもらえるのかどうか、その辺について再度お伺いしたいと思います。先ほど言いましたように、住民の意見をどういう形でスケジュールに組まれて反映させようとしているのかについては、先ほどお答えいただけていないので、これについてちょっと伺いたいなと思います。

それから、2点目の件なのですが、3,000通のアンケートを実施するという事なのですが、これ、どういうやり方をするかによって結果が非常に大きく左右されてくるというふうにも考えられます。これは町内にばらまきのような形で3,000通をやるというような形なのか、それとも、先ほども言いましたように、地域の特性を反映する結果が出るような、そういう取り組みをするのかどうか、これは完全に今のところは業者任せの計画になっていますけれども、これからの会議の中で、それをどう修正して取り組んでいくのかということが求められるわけなので、先ほど言いましたように、そういった地域の、特に交通の不便を感じている地域の声や、そういった地域の特性を把握するような、そういったアンケートのやり方も求められるのではないかとこのように思いますので、その辺についてもう一度御答弁いただきたい。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、住民の意見をどう聞くのかというところでもう一度ということでもございました。

まず、住民の声といたしまして、実際、運行する際には、直接声を聞く必要があるというふうに考えてございます。今想定しているのが、令和4年6月には意見交換会というようなものを想定してございます。その意見交換会を行うに当たっても、町として事前に考え方が必要になります。そのために、令和4年3月までに計画の素案づくりを進めようとしているところでございます。今年度、各種調査を実施し、それらの調査結果を踏まえた中で、令和4年3月までに素案を策定すると。そして、その素案の中で、今後、交通計画を

どうやっていくかということ町民の皆さんに御意見をいただきながら、その後、来年、令和4年の9月くらいには計画を成案とし、まとめていきたいというような考えでございます。その後、令和4年9月以降には、実際にどういった交通のあり方が大事なのか、そういったものが実際に動いていく流れとなつてございますので、まず町民の意見というところでいうと、節目としましては、来年の6月には町民意見交換会を実施するというところで今考えているところでございます。

2点目で、プロジェクトチームなどの御意見について、法定協議会のほうに情報提供というようなことができるかどうか、その声が伝わるかどうかということでございますが、町といたしましては、当然、町民の声というのが大事でございますので、そういった御意見があったという内容で、法定協議会のほうに提案させていただくような内容でございます。

ただ、そういった部分でも、具体的な運行の手法につきましては、実際にこういったものがないよねというようなものだけだと、なかなか実現性には結びつきません。当然、町といたしましては、財政的な部分も考慮しながら判断していく内容になってございます。この部分につきましては、法定協議会で適切な判断がされますよう、情報を行っていきたいというふうに思っております。

続いて、アンケート関係でございます。住民ニーズの把握の中で、アンケートが必要になってございますが、こちらは今年度実施したいというふうに思っております。世代間と、地域の関係でございますが、ことしの夏、7、8、9月くらいにそのアンケートを実施する予定でございますが、世代間で、例えば本町地区、大中山地区が多いというもおかしいという話になりますので、世帯ごとの按分によって今考えているのが、3,000世帯を予定しておりますが、3,000世帯のうち、本町地区でいうと1,200世帯、そして大中山、大川地区ですと1,200世帯、藤城、峠下地区が300世帯、大沼地区は300世帯の配布を見込んで、地域バランスを考慮しながらやっていきたいと思っております。このこ

とから、一部の部分に偏らず、公平なニーズ把握ができるのかなというふうに考えておまして、これらの具体的なアンケート方法につきましては、今後、法定協議会のほうで審議をしていただき、決定していく流れとなつてございますので、具体的内容につきましては、今後の協議会のほうで決定されていくというところでございます。

私からは以上です。

○議長(木下 敏) 上野武彦議員。

○9番(上野武彦) 今、お答えのあった中では、住民意見交換会、令和4年の6月に考えている。その前に素案が作成されて、それは3月までに素案ができるから、それを住民に示して、その上でそういった意見を伺うというようなこととおっしゃいました。前にこの計画のときに、パブリックコメントもやるような情報を聞いていたことがあるのですけれども、このパブリックコメントはやらないことになったのでしょうか、その点、2点目にちょっとお伺いしたいと思います。

それから、今回のアンケートは地域別にやりますよということなのですが、七飯町の場合は、地域ごとでも、さらにその地域の中でも交通不便な地域とそうでない地域とがあるというような問題もあるのですよね。その辺について、もう少し細かな、この地域こういう状況になっているからというような情報把握の調査も必要ではないかというふうに思うのですが、その辺についても一度ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、今回、3,000通ということでの調査なのですが、実際の回収率は、郵便で受けるというような形なのですが、回収率はどのくらい見えていて、その回収率から見た数字は、統計的に十分調査の結果を評価できるものになるかと考えておられるのかどうか、その辺について再々質問という形でちょっとお伺いしたいと思います。

それから、これ、素案ができた後には本案という形で進んでいくと。その間に、例えば実証運行というような形で、素案を実証してみて、それから本案の作成にという形の進行が考えられるわけなのですが、その実証運行は今の段階ではいつとを考えておられるのか。

それから、最終案が作成されて、実際にこの事業が実施されるという見通しのスケジュールはどんなふうを考えておられるのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、順次お答えしてまいります。

パブリックコメントの関係でございますが、先ほど答弁の中で入っておりませんで申し訳ございません。町民への意見交換会が来年の6月に想定し、令和4年9月の段階に実際の計画づくりの案として確定していきたいところで考えておりますので、パブリックコメントは令和4年の7月に実施することを想定してございます。

続いて、地域ごとの情報把握というところでございます。実際の調査の中で、地域ごとの情報把握、当然必要なことでございます。本町地区、大中山地区と、また大沼地区とでは、必要となる交通というのが、あり方とは変わってくるかと思っておりますので、その部分は把握は必要だというふうに考えてございますので、その部分を含めて対応していきたい、できればというふうに思っております。

続いて、3点目ですが、アンケートの回収率の考え方でございますが、基本的には、統計学上で申し上げますと、384件があれば大丈夫ですというふうにはなっておりますが、目標といたしましては30%程度を目標としてございますので、3,000件のうち30%、900件くらいを目標値としているところでございます。

続いて、計画策定後の実証運行のスケジュールについてでございますが、現段階では具体的にお話することができませんが、ただ、計画策定後、当然、計画達成に向かった取り組みが必要ということで考えていきますので、速やかな取り組みというのは考えておりますが、ただ、こちら補助金だと財政的な部分もございまして、そういった部分、見通しが立った中で対応できればなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、2問目へいきた

いと思います。

図書館建設について。

七飯町は、22年前、平成11年に、建設寸前だった図書館の建設、これを中止して、東大沼多目的グラウンドの建設を実施しております。その年で、国が全国に図書館が行き渡ったということで、図書館建設の補助金制度を廃止しております。そのため、町は、その後、単独事業での建設を余儀なくされてきたと。そのために、財政的な問題もあって、この22年間、住民の文化的活動の中心となるべき図書館、これがない町という形でやってきたということになっています。

今回、第5次七飯町総合計画の後期計画の中で、図書館建設が位置づけられまして、令和4年から令和8年、この4年間の間に建設を実施するとしております。

そこで、それに関連して、以下、4点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、これから建設する図書館に求められる内容はどんな内容として考えているのか。

2点目、建設費として計画している8億1,400万円、この事業内容についてお伺いします。

3点目、地域住民の意見や声を図書館建設に反映させる取り組みはどう行っているのか。

それから、4点目、進んだ図書館の視察など、こういった進んだところの状況を反映させる、そういった考えがあるのかどうか。

以上4点、お願いします。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、御質問に答弁する前に、上野議員が御質問の前段でおっしゃっていた部分で、数か所、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、平成11年度に建設寸前だった図書館建設を中止し、東大沼多目的グラウンドの建設を実施したというふうにございましたけれども、図書館の建設事業につきましては、以前から建設を望む声も多く、平成8年度から平成17年度を計画期間とする第3次総合計画にも掲載されております。この計画期間内に図書館建設の整備内容などを検討したという経過はありますけれども、事業着手までは至っておらず、建設寸前だったという

ことではなかったということで御理解をいただきたいと思えます。

また、その検討経過などについては、平成13年9月に議会が設置した七飯町図書館に関する調査特別委員会の平成14年第1回定例会での中間報告及び平成14年第4回定例会での最終報告書でも確認ができるとおり、平成14年度までは図書館建設の内容を検討していたことから、平成11年度に東大沼グラウンドの建設を実施したことが関係しているものではないということで御理解を願います。

次に、その年で国は全国に図書館が行き渡ったとし、図書館建設補助制度を廃止したとありましたが、ここでいう補助制度は、公立社会教育施設整備費補助金だと思われまますので、同補助金と仮定して説明をさせていただきます。

この補助金が廃止になったのは、平成7年に地方分権推進法が公布され、地方分権改革の推進に伴って、国から地方に対して様々な税源や権限の移譲が進められる中で、整理の結果、平成10年度にこの補助金も廃止されたという経過であり、全国的に図書館が行き渡ったという理由により廃止されたものではないということで御理解をいただきたいと思えます。

また、令和4年から令和8年の間に建設を実施するとしているというふうにありますけれども、第5次七飯町総合計画見直し後の後期計画では、図書館建設の実現に向け、まずは基本計画、そして基本設計などを行い、事業へと着手するため、計画期間内での図書館建設の着手に向けた取り組みを進めるとしておりますので、建設の実施ということではなく、建設に向けた事業の着手ということで御理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、順に答弁をまいります。

1点目の、これから建設する図書館に求められる内容についてですが、いろいろあるとは思いますが、大きくは、誰もが気軽に利用できる図書館であることではないかというふうに思っております。例えば外出した際に、ちょっと立ち寄りたくなるような、そんな気軽に行くことができる、そしてコミュニケーションの場としての図書館が求

められているのではないかというふうに思っております。

2点目の、建築費、8億1,400万円の事業内容についてですが、8億1,400万円は総合計画見直し前の事業費で、見直し後の現在の概算事業費は、事業完了を目指す令和8年度以降の分も含めまして、9億4,200万円を見込んでおります。内容につきましては、基本計画、基本設計、そのほか実施設計などの委託料や工事費、設備費や備品購入費などとなっております。ただし、予定している事業費につきましては、あくまで概算であり、今後、実施設計の結果などにより、事業費も変わることも想定されますので、御理解いただきますようお願いいたします。

3点目の、地域住民の意見や声などを図書館建設に反映させる取り組みについてですが、今後、図書館建設が具体的になった時点で、検討委員会などの設置をして、利用者ニーズの把握に努めていきたいというふうに考えております。

4点目の、進んだ図書館の視察などの考えについてでございますが、最近はインターネットや施設のホームページなどで容易に情報を収集することができますので、現時点では考えておりませんので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今の答弁からなのですが、まず、これから建設する図書館に求められる内容ということでお答えいただいております。その答弁の中で、誰もが気軽に訪れることができる、また、コミュニケーションの場となるような図書館というイメージだというふうにお答えになっております。もちろんそうなのですが、今の、これからの図書館ということになりますと、これまでの図書館とは違った、また新しいものが求められてきているのではないかと思います。そういった点で言えば、そういう情報を把握して、今の時代に合った図書館はどうあるべきかというのは、情報収集する中で取り組んでいくということになると思います。

それで、実際、今の七飯町の図書室の状況から言いますと、開架部分で2万、実際、蔵書として

は4万というような状況なのですが、図書館という、これからどのような蔵書数、それから開架部分はどのような規模で今のところ考えておられるのか。また、実際に今の図書室での利用状況、年間4,963人と、去年の場合だったわけですが、図書館となると、また違った部分が出てくるのではないかと思います。

答弁の中では、どこに建設するのか、それから、予算の内容はどう使うのかといった点では答弁されておりましたけれども、その辺の9億2,400万円と言いましたけれども、その内訳といえますか、建物はどのような建物で、どこに建て、中身は図書館が全てなのかどうかとか、そういった答弁になっておりませんでしたので、そこを含めて、この9億数千万年のお金の使い道がどのように構想されているのか、ちょっともう少し分かるように答弁していただきたいなど。従来、この問題で質問したときには、複合施設での建設がより合理的だというようなことで、図書館単独ではないような一部答弁もあったわけですが、今の答弁では、9億2,400万円近い金額は図書館建設であるというふうにとられる答弁でした。そういうことなのかどうか、場所はどこなのか、それから、そういった点はまずはっきりさせていただきたいなというふうに思っております。

それで、検討委員会を設置するとおっしゃっておりますけれども、これはやはり住民の意見や声を反映させるような検討委員会であってほしいなと思いますので、そういった委員会への住民参加、これを考えておられるのかどうかという、この点についてももう一度お答えいただきたいなというふうに思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、再質問について答弁をさせていただきます。

まず、新しい図書館の蔵書の部分、現在、蔵書4万冊程度ですが、将来的にどの程度考えているかということでございますけれども、こちらについては、今のところはっきりとした蔵書の見込みというのはないのですけれども、以前から

図書館建設を単独で建設する場合のプランとして、10万冊程度というような部分もございましたけれども、ただ、現在、蔵書をたくさん置くというよりは、近年の図書館につきましては、デジタル化してきておりますので、蔵書数についても、やはり現在はそこまで蔵書をそろえる、また、その蔵書のスペースをとるというよりは、先ほど申し上げましたとおり、コミュニティの場としてのスペースなども広めにとって活用していただくというようなことを考えますと、蔵書については少し見直しが必要かというふうに思っております。

また、この図書館の規模、内容ということで、先ほど申しました9億4,200万円の部分の事業の規模につきましては、図書館の面積で、現在想定しているのが900平米でございます。それに付帯する駐車場が大体5,000平米程度というような部分で図書館を想定しております。事業費につきましては、基本計画で約1,000万円、基本設計が約1,650万円程度、そのほか、実施設計が3,250万円、そのほか、建築工事費が約5億円程度です。また、工事管理費に1,000万円、あと、備品等、設備については約1億9,500万円程度。あと、そのほか、先ほど申しましたとおり、単独ではなくて、地域センターとの複合ということも想定しつつ、その地域センターの解体費も7,200万円程度見込んでおります。また、駐車場整備等に1億600万円ほどということで、合計して9億4,200万円というような見込みを立てております。

ただ、こちらの建物の建築工事費につきましては、単独での図書館の建築費の想定でございますので、今後、複合施設としてどういうふうにしていくかという部分がはっきり見えてきた時点で、設計等を行うと、この辺の経費については変わる可能性があるということで御理解をいただきたいと思っております。

また、検討委員会、こちらの住民参加についてでございますけれども、基本計画を立てる前に、検討委員会等も設置して、いろいろと図書館の内容について検討委員会等にもお諮りをしていくというような流れになろうかとは思っております。この

際、住民の参加についても、公募か何かで数名入っていただくというようなことも検討してまいりたいなというふうには思います。そのほか、こちらの検討委員会については、民間の関係する団体ですとか、そういうところからも入っていただいて、検討委員会を立ち上げたいというふうには考えております。

また、ちょっと答弁漏れがございましたけれども、建築場所でございますけれども、どこにということでございますけれども、まだ場所についてははっきりとは決まっておりますけれども、今想定しているのは、文化センターの周辺に想定をしているというようなことでございます。立地適正化計画の部分、誘導施設ということで、この本町の地区内ということになりますと、やはり文化センター周辺というふうなことになるかと思っております。

答弁については以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） おおよそ見えてきておりますけれども、ただ、この9億2,400万円、建設の中で、図書館部分と、そういった、今、複合と考えるおられる地域センターの部分の建設比率の問題と、それから、現在、図書館は2階に設置しているのですよね。先ほど答弁なさったときには、住民が気軽に参加できるような、そういう施設ということでしたので、住民が自由に参加できるということになりますと、高齢者も障害者も含めて訪れて利用できるということを考えますと、今のような2階への設置というのは非常に不便を感じる施設になるのではないかとこのように思いますけれども、そういったバリアフリー、そして高齢者、障害者が気軽に使えるような、そういったことを考えたら、1階部分に設置すべきではないかというふうに思いますけれども、今の段階で考えておられるのは、今のような2階というふうに考えておられるのかどうかというのが一つです。

それから、今回、立地適正化計画、そういう形でコンパクトシティ事業が始まっておりますけれども、そのコンパクトシティの事業の中に位置づけた補助金を考えた取り組みというふうに考えら

れるわけですけれども、市街地再開発事業という事業がこのコンパクトシティの事業の中にはありますけれども、その事業の位置づけで今計画が考えられているのかどうか。そうすると補助金の割合はどうなるのか、そういった点も含めてもう一度ちょっとお伺いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、施設のほうでございますけれども、2階ではなくて1階のほうが便利だということでございます。施設につきましては、まだ図面等できていないので、はっきりとは申し上げられませんが、先ほど申しましたとおり、気軽に寄っていただける図書館にということにしたいというふうには考えておりますので、できる限りバリアフリー、または高齢者が使いやすいような施設にはしていきたいというふうには考えております。今の時点では、1階か2階かということで、ちょっと想定ではお答えできないということで、御理解いただきたいというふうに思います。

あと、立地適正化計画の部分で、コンパクト化を目指した施設ということで、事業ということで、補助金の部分でございますけれども、上野議員が先ほどおっしゃったとおり、この立地適正化計画を策定したことにより、国の都市構造再編集中支援事業というものを活用して、補助金をいただくというような部分が可能になります。こちらの補助金につきましては、補助率が2分の1というふうになってございます。ただ、先ほど申しました9億4,200万円、これ、全額補助対象ということにはなりません。当然、補助対象外の部分も出てきますので、補助対象経費の2分の1ということで御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 図書館単独であれば再度質問することはないのですけれども、複合ということも考えておられるということなので、そうした場合に、現在は地域センターに社協が入ったりしております。そういった民間の入居といいますか

利用も想定した地域センターの併設ということを考えておられるのかどうか。そして、そうした場合に、どういった団体を想定しておられるのか、もう一度、再度、最後、お願いします。

○議長（木下 敏） 会議時間も1時間過ぎましたので、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野武彦議員に対する答弁より入ります。

副町長。

○副町長（宮田 東） では、私のほうからお答えしてまいりたいなと思ってございます。

上野議員のほうから複合施設の建設というのは、従来、そのような説明を受けていたというような部分について、それについては、事実、これまで説明もそのような形でさせていただいてございます。

今回、いろいろ検討して、十分今後、教育委員会とも詰めていかなければだめな案件でございますけれども、これから、先ほど担当課長のほうから申し上げたとおり、基本設計、基本計画、あわせて総合計画の後半のところを検討してまいって着手していきたいというようにお話をさせていただきましたので、その中で十分、先ほどの複合の話についても、当然今、地域センターの中に他団体が入ってございますので、含めて協議をしてみたいと思ってございます。今の段階では、建設場所及び図書館機能の中身についても詰まっていますので、それを詰めながら、あわせながら、いいものについて着手してまいりたいと思いますので、そのように受けとめていただきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） では最後に、今回、後期の七飯町の総合計画の中で、令和4年から令和8年に図書館の建設をするという、事業計画のタイムスケジュールが出されておりましたけれども、こ

れは令和8年までに建設するという計画ではなくて、検討するという中身だったのか、その辺について再度、最後、確認したいと思いますので、建設するというタイムスケジュールなのか、その辺、確認したいと思います。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、今の建設の関係についての計画の年の話でございますが、ちょっと令和4年から8年まで建設を実施するという話がどこから出てきたのかというのが、私ども、ちょっと疑問なのですけれども、総合計画を詰めてきている案の段階では、R6年、R7年で基本計画、基本設計を詰めていきたいというような部分のところでは詰めてございますが、あと建設に関しては、かなりの多額の事業費がかかりますので、令和8年度以降というような形の整理をしていることでございます。この場で、先ほど担当課長も申しましたけれども、私もあわせて、そのような形で令和4年から令和8年までの建設という部分については、この場で否定させていただきますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、3問ありますけれども、1問ずつ、通告に従いまして質問をしてみたいと思います。

まず1問目でございますけれども、投票率アップに向けた対策について。

今秋にも衆議院議員総選挙が実施されるという旨の報道がされている。以前、投票率アップに向けた対策についての質問をしたが、その後、高齢化した有権者の権利が行使しやすいような環境対策が進んでいるか、伺いたい。

1、町内投票所22か所中、土足で投票できるところが9か所だが、増えたのか。

2、バリアフリー化は進んだのか。

3、投票所は避難所にも使用されているが、洋式トイレの取りかえ状況はどうか。

4、自動車の実証実験はどうだったのか。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（青山栄久雄） それでは、順に質問にお答えしてまいります。

最初に、1点目の投票所の土足化の件でございますが、今年の秋にも実施される衆議院議員総選挙から、それまで土足化の検討施設であった投票所については、ブルーシートを敷くなどの対応により土足化を図ってまいりたいと考えております。土足化の対応施設としては、以前の9か所から7か所程度増設し、最大16か所の投票所を土足化に対応したいと考えております。

次に、2点目の投票所のバリアフリー化についてでございますが、投票所の土足化に対応しながら、バリアフリー化を進めていきたいと考えております。投票所22か所のうち、施設自体がバリアフリーとなっている施設が8か所、伸縮スロープ等の設置により対応が可能と思われる施設が8か所で、土足化対応施設と同じく、合計16か所の投票所について、順次バリアフリー化を行っていききたいと考えております。

次に、3点目の洋式トイレの取りかえ状況はどうかと質問されておりますが、選挙管理委員会の立場で申し上げますと、投票所については、町の公共施設または町内会が管理する地域会館等を投票所に指定し、選挙当日、借用していることから、この質問については、投票所に指定した施設が現在どのような状況であるのかについてお答えいたします。町内22か所ある投票所のうち、1投票所を除いて、全ての投票所で洋式トイレが設置されている状況となっております。

質問の最後の4点目ですが、自動車の実証実験はどうだったのかという御質問でございますが、以前、田村議員がこの件について質問されたのが令和元年6月の第2回定例会でしたが、その際の答弁では、コミュニティバスが町内を運行した場合、選挙のほうでもこのバスを利用することが可能かどうか、今後検討したいという答弁をさせていただいております。それ以後の経過として、令和元年7月の参議院議員通常選挙後、コミュニティバスは現在も運行されておられませんので、質問にあります実証実験はどうだったのかとなりますと、実証実験は行ってはならず、自動車の運行については、今後も選挙管理委員会で検討してい

きたいと考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 土足化については7か所増えて16か所というようなことで、これについて、非常に投票に来る方も便利というか、投票しやすいような形になるのではないかと。

2番目も、8か所、バリアフリー化して16か所というようなことで、これもまた環境がよくなったのかなと思いますけれども、ただ、洋式トイレ、これ、さっきちょっと聞き漏らしましたけれども、21か所が洋式化されているという、そういうふうに私、聞かえたのですけれども、それでいいのかどうか、もう1回、その点、お願いします。

それから、自動車の実証実験、これについてはコミュニティバス云々ということですが、実際、選挙の投票の範囲といいますか、それは片道2キロで、往復4キロを想定しながらという、そういうようなことで前回もいただいていますし、そういう考え方で投票所を設置されているというふうに思いますけれども、ただ、やっぱりそれからちょっと漏れているというか、距離的にちょっと遠い方について、どうするのだという話の中では、確かにコミュニティバスはコミュニティバスでいいのですけれども、それとは切り離して、コミュニティバスはずっと棚上げになってきているわけですよ。

そして、今回また同僚議員の中で、質問の中でも、令和5年云々という話、また先延ばしですよ。やっぱりそういうことでなくて、選管独自に、やはり投票に行けない、あるいは行きにくい方を少しでも投票に足を運べるような、そういう考え方は持てないのかどうか。コミュニティバスが運行されていないから、これについてはこのままなのだという、そういうことで、私、前回言ったわけではないのですよね。投票は投票なのですよ。ではコミュニティバスが七飯町が運行するまで国なり道なり町なりの選挙なんてストップするのは、そうはいかないでしょう。基本的には、やはり投票する方を少しでも投票しやすいような環境をつくって、七飯町の投票率をアップし

ましようという、基本的にこういう考え方でどうなのですかと聞いているのですよ。したがって、コミュニティバスが運行されている、されていないではなくて、やはり当時もそういう機運はありましたけれども、基本的には、やはりそれとは別に考えて、やはり投票所に遠い方、そういう歩いてもなかなか難しい方、こういう方に投票していただくために、そういう実証実験をどうなのでしょうという、そういうやりとりだったのですよね。そこについてはもう一度答弁お願いいたします。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（青山栄久雄） 最初の洋式化の状況についてということで御質問されておりますけれども、投票所22か所ある中で、こちら、和式トイレ、洋式トイレ含めて設置されているものと、和式トイレのみしか設置されていないということでお答えいたしますと、和式トイレしかついていないという投票所は1か所ということで、残り21か所については、洋式トイレについては設置されているという状況になります。

次の2点目ですけれども、選挙管理委員会としても、投票所への足を確保するために専用バスを走らせてはどうかという御質問等ありますけれども、最近、そのように専用バスを走らせている実態もあるなど、幾つかの事例を承知しております。しかしながら、今、選挙管理委員会の考え方としましては、各投票所に専用バスを走らせることは、まず1点目としては、バスなどの機材、これは自動車の借り上げになります。あと、人員の確保、運転手です。経費、予算の面から、あと、進行管理、路線設定などの面で、現時点ではちょっと難しいものではないかなというふうに考えております。

また、選挙の際、町民、有権者の皆さんがどのような形で投票所まで来られているか。例えば車を使うとか、徒歩で来る、タクシーなどを利用するなど、ふだんの投票行動を把握する必要も、選挙管理委員会としては必要なというふうに考えております。これら含めまして、ことし、衆議院議員選挙が終わった後に、アンケート調査を実施して、実際、このような投票所までの足が必要か

どうか、もしくは投票環境、先ほど質問にもあったように、土足化が必要とか、バリアフリー化の対応、これも増やしてほしいかというような内容のアンケート調査を実施して、そのことについて検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、この点については御理解いただきたいと思っております。現状では、バスを走らせることについては、今の段階では難しいと。ただ、アンケート調査をした結果によって、これはやはり必要であるというふうな判断がされた場合には、どのような形で対応できるかどうかというのを今後検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 前回では、車の運行といたしますか、こういうものについては、期間がちょっとないから、期間をいただいて検討させていただくというような、前回、令和元年ですね。ですから、やはりちょっと今私が言ったものについては検討できないけれども、アンケートをした結果、必要であればやると、これはちょっとどういうことなのでしょう。どういうことなのでしょうというのは、驚きですよ。アンケートに基づくのであれば、それはそれでいいかも分かりませんが、今までの議論のやりとりの中で、こういうものは時間をくださいねということで、ではどういうふうに車の運行、実証はどのような結果になりましたかという話を聞いているのですよ。今後はこういうことでアンケートをとって、必要だということになったら検討してやりますよ。これはちょっと私としてはおかしいと思うのですよ。あくまでもやはりアンケートで、一般質問で、議員がここでこういう議論をするよりも、アンケートが、やはりそういうふうになれば検討してやりましょう、これはちょっと問題あると思っておりますよ、私。やはりしっかりコミュニティバスなり何なり、今、始めようという矢先に、やはり選挙管理委員会は選挙管理委員会として足の確保というのは別立てで考えていかないとだめなのではないでしょうか。そういう意味では、もう一度その部分について答弁をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（青山栄久雄） すみません、何もアンケートに基づいてやるかどうかという、結果によって対応したいとは言いましたけれども、まず投票行動としましては、皆さんがどのような形で投票所まで行かれるのかということを確認したいなど。例えば徒歩で行くとか車で行く、その車で行くという方が7割、8割もいて、例えば2割、1割の方が徒歩、近くにあつて徒歩とか、そういう部分での徒歩、もしくはタクシーを利用するなど、そのような、どのような形で投票所に行くのかどうかというものをまず確認したいと思っております。それが割合によって多い、少ないということの判断も一つの目安となりますけれども、やはり多ければ、これは選挙管理委員会としても、専用バスなどの検討はしていくべきだろうと考えているから、そのような答弁とさせていただいたこととなります。

また、このアンケートの目的につきましては、今まで議員がおっしゃるとおり、過去、これまで足の確保についてというのは、1回というか、やってこれなかったもので、選挙管理委員会としても、このニーズ調査については不足していたのではないかと思うところから、今回、改めて行ってみたいということで対応してまいりたいと考えているところです。御理解いただきます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今回の答弁では、様々な投票所に行くための方法があるというようなことで、そういう情報を知りたい。逆に言えば、ではどのぐらいのパーセンテージがなければバスは運行できないのか、そういう問題になってしまうのですよ。やはり1人でも2人でも、選挙について投票できるような環境にしたいというのが選挙管理委員会の立場でないですか。そういうことを考えれば、そういうアンケートで何%、タクシーが何%、自分で歩いて、自分で運転して、どのぐらい、どのぐらい、そういうのは確かに参考にはなるかも分からないですけれども、1人でも多くの町民が、町民の意思を反映させる投票に行けるかどうか、やはりそこが一番大事なポイントではないですか。だからそこを履き違えて、そういうア

ンケートに依存したり何なりするということになってしまうと、曲がってしまうのですよ。やはり時間がかかるかも分からないですけれども、そこら辺についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（青山栄久雄） アンケートの結果によって、何%、何%と言ったら言葉は悪いですがけれども、あったから、それをやるかどうかというか、そのアンケートの中では、自由意見を取り入れさせていただきまして、投票率の向上のためにどのようなことを選挙管理委員会として行っていけばいいのかどうかというのも含めまして、調査をしてみたいという、その中でバスに関する項目というか、投票行動に行く項目を増やし、その自由意見の中でも、バスをもっと増やしてほしい、もしくは投票所を増やしてほしい、もしくは期日前投票に関する投票環境を増やしてほしいなどというような意見を求め、参考にしながら決めていきたいと。その中でも、投票日当日に専用バスを走らせるということは、これはなかなか厳しいということはこちらのほうでも考えているところでありますから、それ以外のやり方でもあるかどうかということも含めて検討していきたいというような、ですので、決して専用バスをそのアンケート結果によってやらないとかやるとかということではなくて、意見を聞いて、それが必要であれば、町としても今後取り入れていきたいというような考え方の趣旨でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、2問目、まいります。

七飯町公共施設等総合管理計画について。

平成28年3月に策定している10年間の対象期間とする七飯町公共施設等総合管理計画では、築年別では30年以上経過の施設が約37%、20年以上となると約67%となり、全体の3分の2を占め、耐震化の状況として、全体の約2割弱が耐震基準未満か耐震化不明の施設となっている。

そして、建物・インフラ資産の更新費用の算定では、全ての公共施設・インフラ資産を保有する

とした場合、今後20年間で更新・維持費用が約364億円、年平均18億円となり、現在の3倍のコストとなる試算をしている。

そこで、次の点について伺いたい。

本計画は、第5次行政改革大綱に明示された公共施設マネジメントに関わる内容であることから、行政改革推進本部に公共施設マネジメントのプロジェクトチームを置き、総合的かつ計画的に取り組み、その状況を全庁的に情報共有し、公共施設のあり方について職員の意識改革を促進するとあるが、どういふことをしてきたのか。また、これらに対し、何を財源とし、どう確保しようと検討したのか、具体的に伺いたい。

2、第6次行政改革大綱に引き継がれているが、対策の実施とは具体的に何か、また、未利用資産の利活用とあるが、目標金額があるのか。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、順にお答えしてまいります。

最初に、1点目の、これまでの取り組み内容、財源、どう確保しようと検討したのかについてでございますが、本計画の策定の目的につきましては、これまでも同僚議員からの質問に対し、答弁させていただいておりますが、これまで町が整備した公共施設やインフラ資産等が、施設の老朽化により、近い将来、一斉に改修、更新時期を迎えることとなり、また、一方では、人口減少や少子高齢化が進む中で、町の財政状況を考慮すれば、これまでの公共施設を現状のまま維持、更新していくことが難しくなると予測されることから、施設の現状や課題などを洗い出し、今後の公共施設の管理やあり方に関して、基本的な方針を定めるため、この計画を策定したものであります。よって、個々具体的に施設の改修、更新計画等を定めた計画ではないことを最初に御理解願います。

これまでの取り組み内容となりますが、この計画は、行財政改革大綱にも位置づけられた計画のため、副町長を本部長とする行政改革推進本部がそのまま公共施設マネジメントのプロジェクトチームとなり、この行革推進本部の会議にあわせて取り組んできたところであります。

また、行革推進本部の構成員には、各部の部

長、次長も所属しており、毎年度行われます新年度予算編成方針説明会において、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を指示していることから、新年度予算には長寿命化計画または個別施設計画により、施設の改修、修繕等の計画的な予算が編成され、全庁的に情報共有が図られると同時に、職員の意識改革にもつながっているものと考えられるところであります。

平成28年3月に本計画を策定以降、平成28年度から令和2年度の5か年で、大規模修繕、改修、長寿命化施設の統廃合等といった計画にのっとり事業として、全19事業を実施しており、長寿命化計画または個別施設計画の策定により、総事業費は21億8,600万円、財源として、国、道支出金が8億8,100万円、町債、11億4,300万円、一般財源として1億6,200万円の内訳により実施してきたところであります。また、町債については、個別施設計画を策定した事業については元利償還金の4.5%が普通交付税に算入され、全体の発行額11億4,300万円に対しては21.6%の交付税算入が受けられる見込みとなっております。

次に、2点目の、具体的な内容、また、目標金額として、第6次行財政改革大綱にある公共施設マネジメントの推進の項目について質問されておりますが、具体的には、これまで行ってきた施設の長寿命化や統廃合等をさらに進めていくことが本項目の要旨となり、現在ある町の公共施設について、施設の老朽度、利用状況、町民への影響等といった要因を分析しながら、新たな補助制度の活用や、有利な財源の確保等を検討しながら進めていきたいと考えているところであります。

また、未利用資産の利活用、目標金額ですが、施設の当初の目的や役割が終了した建物は、住民ニーズを受けた施設への転用や、民間への貸し付け、売却等を検討するとともに、統廃合によって新たに生じた跡地や、従来から遊休資産となっている町有地は、これまでと同様に積極的に売却を進め、新たな財源の確保に努めていきたいと考えております。

具体的な目標金額については、第5次行財政改革の期間において実績のあった財産売り払い金額

の総額を、この第6次の期間中、前期実績額を上回る目標金額としておりますので、御理解願います。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 大変丁寧な説明でしたが、ちょっと聞き取れない部分がありましたので、もう一度お願いしたいところですが、まず全体としては、最初の説明では、個々の計画ではない、全体的だということなのか。というのは、先ほど説明の中には、第5次の行政改革大綱、その中で本部長が副町長でという、そういう説明の中では、部長、課長連中の予算編成のときの個別計画に修繕だとかそういうものを用いるのだという話になってしまうと、先ほどの冒頭の説明と、具体的にこういったようなものをどういうふうにするのかという、個別に予算化していくということで、総額がたしか21億幾らという、これ、何年度の部分のことを言っているのか、ちょっと分からなかったのです。これ、もう一度、その財源内訳と、いつのときのことを言っているのかということと、それから、具体的に統廃合の問題が出てきましたけれども、これについて、もう少し詳しく、例えば年次計画が決まっているのかどうか。

それから、2番目もそうですけれども、未利用資産の利活用、第5次のものを上回るような財源を確保したいと聞こえていたのですけれども、それについてももう1回、ちょっと聞き取れなかったものですから、それについてお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） 順にお答えしてまいります。

総合管理計画は個別計画ではないのかということなのですが、そのとおりでございまして、総合管理計画とは、こちらは町の公共施設の計画的に定期的な管理及び最適な配置に関する基本的な方針を定めたものということで、これまで町が施設整備をした建物の施設リストを求めまして、それは何年経過して、今、どのような劣化具合、老朽度具合にあるかというものを分かりやすく表に具体的にまとめて、例えば30年経過した

建物であれば何%、20年経過であれば何%というような形のを示したものが総合管理計画、これについて、将来的には維持管理的な方針をまた定めるための具体的な計画となるように、個別計画に引き継がれるようなものとなっております。

次に、個別施設計画については、建物の長寿命化や大規模改修を見据えた計画、具体的な計画となっております。こちらのほうについては、中長期的な計画とするため、計画期間を10年ぐらい程度のもので計画を定めております。今、この個別施設計画に基づいて行われているのが、先ほど説明しました金額的なものになります。これを年次で言いますと、平成28年から令和2年度までに行った事業、19件となります。年度については、それぞれの年度で、例えば建物、これは公営住宅の長寿命化とか橋梁の長寿命化を行っておりますので、年数というよりは、何に対して行ったかについて説明申し上げますと、例えば橋梁の長寿命化については5か年、5本行っております。事業費については2億7,300万円、公住の長寿命化については4年、4件ですね、9億8,300万円。学校の長寿命化については2件、4億8,300万円。個別施設計画に基づいて行われた大規模修繕、改修が4件、4,240万円。その他の改修といたしまして4件、4億300万円、これら19件を合わせて約21億8,600万円ということになります。この財源内訳につきましては、国、道支出金、先ほどの橋梁長寿命化からそれぞれの財源内訳となっておりますけれども、個別施設計画については国、道支出金が充当されておらず、総額で過去5か年では8億8,000万円の国、道支出金、起債については11億4,300万円、一般財源については約1億6,200万円というような形になります。

次に、具体的に統廃合を進めていくということになりますけれども、こちらについては、この総合管理計画については、この施設について、具体的に年次を決めて統廃合を行っていくというような書き方の計画ではないので、これを推進するために個別施設計画をつくるということになります。

す。

次に、未利用資産、第5次を上回る金額を目標としているということについてですけれども、具体的な金額につきましては、第5次で財産売り払い収入としてあった金額は約7,340万円ですので、これを上回る財産の売り払いをしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 最後の目標金額というか、それをちょっと確認したいのですけれども、第5次では8,470万円だから、それを超えるという、そういう理解でいいのですか。8,470万円でしたか。違いましたか。ちょっとそれを後でもう1回、ちょっと聞こえなかったものですから、それ、お願いします。

それから、個別計画として、平成28年から令和2年、19件、それぞれ公営住宅、学校だとか、大規模改修だとか、総額21億円やられまして、国、道で補助金が8億円、そして起債が、これは借金ですね、11億円という、非常に大きいあれですけれども、こういうような計画が28年で、ちょうど今年度、半分、5年間に今来ているわけでありまして。これからさらに5年間の間で、こういう計画に沿った改修等々やっていくと思うのですけれども、ただ、その中でちょっと気になるのは、先ほど同僚議員のほうから話が出ましたけれども、地域センターですね。公共施設等の管理に対する考え方ということは、この中でも、管理計画の中にも出てはいますが、まず安全確保、点検、診断により高度の危険性が認められた施設や、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない施設は速やかに解体等の対応を検討していきますよと、そういうことを言っています。耐震化については、公共施設等の多くは災害時における指定避難所、指定緊急避難場所として活用されています。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するためにも耐震化は重要であるため、今後も引き続き計画的な耐震対策に取り組みますと、こういうような管理に関する考え方、町の考え方を述べておりますけれども、例えば

今、私どもが言った地域センター、これについては、点検、診断、あるいは耐震化はどうなっているのですか。ここでいう、例えばきちっとした数値、あるいはものがあるのかどうか。よく話を聞くと、方々、かなりガタがきて大変だという話は聞きますけれども、こういう地域センターについて、福祉事業の団体が入って、そして一般町民も出入りして、2階に図書室があって、職員も張りついていますけれども、当然、町民だとか、それから子供たち、結構来ていますよね。そういうことを考えたときに、地域センターで、こういう町が考え方を示している、そういう中で、あの地域センターはこのままでいいのですか。例えば、今、ちょうど10年スパンの中の半分の期間が過ぎました。ではあと5年間ありますから、そのうち5年間で何とかしましょう。そうはいかないでしょう。町民の命ですよ。だから、耐震化の工事をする、あるいは老朽化が著しいところはきちっと修繕をする、そういうプロジェクトチームで話し合い、あるいはその話し合いに基づいて予算措置をするとかしないとかの議論をしたのかどうかです。明日にでもあさってにでも、あの地域センターが万が一のことがあった場合、大変な問題だと思いますよ。具体的にあそこはまだ大丈夫、耐震化についても大丈夫、老朽化は進んでいるけれども、こういう修繕をするとまだ何か大丈夫、そういうものがあるのですか、あそこ。それについて、ちょっと考え方、お聞かせください。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（青山栄久雄） それでは、最初に財産の売り払いについての目標額ということで、金額、こちらのほうではっきりとお伝えできなくて申し訳ございませんでした。金額については、前期が7,370万円ですので、これを上回る目標金額としているところでございます。

次に、地域センターですけれども、地域センターについては、この総合管理計画には、建物の建築年月日、あと、延べ床面積などが載せられておまして、これを最終的にどうするかというものは、個別施設計画を策定して、今後どういう活用の仕方をするのかどうかということを検討していきたく思っております。その中で、当

然、耐震化、施設を残しながら使うのであれば、耐力度調査、耐震化の調査も必要であるかと思えますし、傷みがあればその修繕も必要かと思えますけれども、先ほど図書室も入っております、これはどのような形になるのかというのはまだ先になるものですから、これらを含めまして、個別施設計画の策定の必要がある場合は、それを踏まえながら考えて、検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 確かに行政サイドとしては個別に対応する案件で、それぞれ検討していく。ただ、あそこは福祉団体が毎日のように来て、町民が来て、そして図書室には子供や町民が来ているのですよ。このままでいいのですか。いつまで検討して、いつ耐震化をきちっと出して、そしていつ、どのような修繕をして、まず何よりも町長が言っているのは、町民の命と財産ですよ、守るのは、しっかりと。その命が、もう何十年、30年以上たっていると思えますけれども、そういう施設に手を加えないで、そのまま放置とは言いませんけれども、そのままにしていること自体が、やはり町民の命を危うくする原因ではないですか。いつきちっとそういう、前々からですよ、そういうのは。挙げれば確かにきりがないかも分からないです。とりあえず地域センターという話を出しましたけれども、やはり地域センター一つにしても、町民や子供たちが出入りしている施設はしっかりと安全を守るという、町長はそういう立場の人なのです。だから、やはり早急に対策というのを立てて、早急に改善をする。ゆくゆくは大規模、あるいは廃止になるかも分からないですけれども、それまではやっぱりしっかり子供たちや町民を守る、安全を担保する、それが行政だと思いますけれども、その考え、もう1回お願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの同僚議員の中でもお話させていただきました。確かに地域センターは古いというのは皆

さん御存じのとおりかと思えます。そして安全性についても不安の面があると。そして一般の住民の方もかなり出入りしているのについても事実かと思えます。七飯町全体としての公共施設、古いものはまだございます。それを全体として年次計画を持って、財政的なものを考慮しながら、できるだけ早く直していきたい、修繕していきたいというような形のもので、総合計画の後期の見直しを策定させていただいたわけでございます。先にどこか、例えば直すところが出てくるのであれば、当然、今の公共施設の関係の管理計画に基づきまして、修繕だとかそういうものをしていきます。私どもの総合計画のほうで出しているのは、抜本的な全体的な建て直しといたしましうか、改築というようなことでございます。一部の直しではなくて、そういうことを考えた総合計画ということでまず御理解していただきたい。そのほか、不都合な部分があるのであれば、できるだけものを今の公共事業の管理計画の中で対応していきたいという考え方でございます。なかなか財政状況からいくと、今一度に全てを解決するというのはかなり難しい状況でございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。とにかく町民の安全に努めてまいりますので、そのような形の中で、いろいろな財政状況も考えて、有利なものを財源を確保しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） できれば、建てかえという話が出ましたけれども、やはり今の状況をもう1度見ていただいて、やはり直すべきものは直す、安全性を担保するという、そういう立場に立っていただいて、町内にもし代替施設が適当なものがあれば、やはりそういうものも、なかなか難しいかも知れないですけれども、そういうものも視野に入れながら、早急に検討をしていただきたいと思えますし、また、財源、8,370万円でしたか、そうですよね。8,370万円。（発言する者あり）7,370万円、分かりました、すみません。やはりこういう未利用の資産の活用で、

第5次の行政改革大綱の中でも、処分しても7、370万円、なかなか財源的には厳しいといえますか、そういうことで延び延びになってしまうということがあっては、私はならないと思うのです。町民の安全性はお金に変えられない、そういう大切なものだとは私は思います。したがって、確かに検討する、そういう言葉しか出てこないのは重々理解できますけれども、何とか一日でも早く、町民の安全を守るという立場でしっかりと対策を講じていただきたい。そこら辺の決意、何回も言わせて申し訳ないですけれども、お願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） いずれにしましても、町民の安全、命を守るということは大前提というのについては当たり前の話でございます。それに向かって、早急にとというのはなかなかどのような形が安全性を保てるかというのはなかなか断言することはできませんけれども、順を追いながら、状況を把握しながら、直せるところは直していくと。それを個別管理計画の中で、個別管理計画についても国のほうの交付税算入だとか、そういう部分についてメリットがありますので、そういうものを活用しながら、ちょっと進めてまいりたいなど。ただ、早急にとというのはなかなか難しいということだけまず御理解いただいて、それとあわせて、いろいろな計画とあわせながら、逐次進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、3問目、不登校の現状と対策について。

毎年5月には、文科省が学校基本調査を実施している。今般、新型コロナウイルス感染拡大という状況の中で、学校教育の環境も大変厳しくなり、児童・生徒には精神的、肉体的に大きな負担となっているが、そこで、次の点について伺いたい。

1、不登校の児童生徒の5年間の推移はどうなっているのか。

2、不登校の主な原因は何か。

3、不登校を解消した児童生徒の5年間の推移はどうなっているのか。

4、教育支援センター「レインボー」の通級状況はどうなっているのか。

5、各中学校に配置されているスクールカウンセラーは、不登校事案についてどう関わっているのか。

6、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携をとるとあるが、具体的にどのような事象をいうのか。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（倍楼 司） それでは、順に答弁してまいります。

まず、1点目の、過去5年間の推移でございます。

不登校に関する文部科学省の調査である児童生徒の問題行動、不登校生徒など、生徒指導上の諸問題に関する調査での数値により御答弁申し上げます。

令和2年度は、小学生20名、中学生35名、合計55名。

令和元年度は、小学生12名、中学生34名、合計46名。

平成30年度は、小学生7名、中学生41名、合計48名。

平成29年度は、小学生10名、中学生22名、合計32名。

平成28年度は、小学生6名、中学生14名、合計20名となっております。

2点目、不登校になった主な原因としては、学校での人間関係、家庭内環境によるもの、勉強が嫌い、本人の生活の乱れ、無気力により登校への意欲がないなど、様々な理由でございます。

3点目、不登校を解消した児童生徒の5年間の推移でございます。

少しでも登校できるようになった件数で申し上げますと、令和2年度は、小学生4名、中学生12名、合計16名。

令和元年度は、小学生2名、中学生16名、合計18名。

平成30年度は、小学生2名、中学生7名、合計9名。

平成29年度は、小学生5名、中学生6名、合計11名。

平成28年度は、小学生はおりません。中学生は1名、合計1名となっております。

4点目、教育支援センター「レインボー」の通級状況でございます。

令和2年度は、開設日数は214日間、通級児童生徒数は5名。

令和元年度は、開設日数は226日間、通級児童生徒数は8名。

平成30年度は、開設日数は230日間、通級児童生徒数は9名。

平成29年度は、開設日数は123日間、通級児童生徒数は4名。

平成28年度は、開設日数は122日間、通級児童生徒数は5名の実績でございます。

5点目、スクールカウンセラーの関わりについてでございます。

スクールカウンセラーは、学校において、家庭、学校での友人関係など、悩みを抱えている児童生徒に対するカウンセリング、また、教師、保護者への助言を行うなどの対応を行っております。

6点目、町長部局との連携でございます。

これまでも児童生徒に対する相談は、学校、教育委員会、町長部局である子育て健康支援課が連携して行ってきたところであります。現在は、通学している学校にも多くの相談がありますが、家庭内での親子の関係、家族間の不仲など、学校現場のみでは解決しきれない場合もあり、さらに内容も複雑多様化、深刻化していることを踏まえ、より対応を円滑に行うため、初動段階で、学校、教育委員会、子育て健康支援課が情報の共有を図り、その後の対応を含め、支援体制を強化するものでございます。

なお、対応するに当たり、5月に連携マニュアルを作成し、各学校へ通知をしております。今後、町のホームページ、広報により、保護者、地域住民に対し、広く周知を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、1点目の、不登校の

児童生徒に関してですけれども、これの数字というのは学校基本調査の数字なのか、何だかと先ほど言ったのがちょっと分からなかったのですけれども、学校基本調査の数字なのか違うのかということで、それともう一つには、不登校という定義と言えおかしいのですけれども、どういうふうに、国でいう定義と全く同じだとは思いますが、独自の考え方があれば、またそれなりの解釈の仕方を教えていただきたいのですが、まず1番目の数字が学校基本調査なのか、そしてもう一つには、不登校の定義、これはどういうものなのかというのをちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、4番目、これは通級状況で、この16人、18人、9人、11人、1人というのは、通いましたよという数字だと思うのですけれども、違うね、これは不登校から復帰したのが16人、18人、9人、11人、1人ということで、すみません、「レインボー」に通級しているのが5人、8人、9人、4人、5人というようなことですよ。

この4番、特に4番の方々、それから不登校を解消した3番目の16人、18人、9人、11人、1人、この方、何を言いたいかということ、不登校を解消して、現在、学校に通っていると思うのですけれども、こういう人方は、恐らく通常の小学校、中学校の修了というか、そういう形になると思うのですけれども、例えば4番の通級状況、ずっといますけれども、なかなか学校に行けないとか、あるいは、家庭から「レインボー」にも行けない、そういう人方について、学校に出席している出席扱いにできるかどうか、そこをちょっとお聞きしたい。というのは何かということ、その前に小学校と中学校をまたにかけた不登校の方がいるかどうかかなのです。そこをちょっと教えていただきたい。それによって、小学校からなかなか中学校にも行けなくて、学校にももちろん行けない、そして「レインボー」にもなかなか行けない、そして自宅にいるという、そういう人方で、自宅にいる方は難しいかも分からないのですけれども、「レインボー」に一生懸命頑張っている、そういう人方が中学を卒業できる資格が、出

席扱いになって卒業できる形をとれるのかどうか。行ってもだめですよという話になれば、なかなかこれまた子供本人にとっても厳しい状況になるだろうと思うので、そこら辺、ちょっとお話をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（悟楼 司） それでは、順にお答えしてまいります。

まず、私のほうで1問目、御答弁申し上げましたけれども、数値の根拠になっている調査につきましては、児童生徒の問題行動・不登校生徒等生徒指導上の諸問題に関する調査というものがございまして、その調査結果でのお答えということでございます。ちなみに議員おっしゃる学校基本調査、以前はその調査の中で不登校の数値も調査をしていたというところでございますが、最近は学校基本調査の中で調査されていないので、こちらのほうで調査をしているというところでございます。

続きまして、不登校の定義についてでございます。不登校につきましては、文部科学省の調査の中でも言っておりますけれども、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある方で、年間30日以上欠席した方ということになってございます。

また、別の学校教育法施行令第20条の中では、学校に7日間以上連続して欠席した方につきましては、学校のほうから教育委員会のほうに届け出をする義務があるということでございます。それに伴って、今まで七飯町としては、7日以上登校がない生徒については、学校からの報告をいただきながら対策を講じてきたというところがございます。

また、ちなみに、今年の3月8日に北海道からの通知がございまして、7日というところの連続というところで、もう少し初動での対策が必要だろうということで、欠席が5日以上続いた場合には、教育委員会のほうに報告して、対策を講じると、そのような指導がございまして、今年度より教育指導センターで、町として学校からその報告をもらうのが5日以上欠席者ということで取り

扱いをしているところでございます。

続きまして、「レインボー」だとかで、学校に通えなくても「レインボー」で通級している児童生徒がおりますけれども、そこにつきましても、単位と申しますか、学校に通っているというところの判断から、そういう状況でございます。

また、小学校から中学校にかけて不登校者がいるかということで、今、数値は持っておりませんが、実際はそういう子もいらっしゃるということとらえてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） ちょっと確認でございますけれども、まず、「レインボー」でありますけれども、「レインボー」は9時から3時ぐらいの時間だったと思っておりますけれども、そして勉強時間が2時間ぐらいでしたね、たしか。それで、開設がこれから見ると123日、これは平成29年度、こういうふうになっておりますけれども、要するに「レインボー」で2時限の時間単位と、それから中学校より早いというか、9時から3時ぐらいまでという話の中で、出席扱いで単位をとるという、それはそれで構わないのですけれども、通常の中学校生活とのバランスというか、そこら辺については問題があるのかなのか、そこら辺、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、定義については、連続5日以上、今年度というか、それから、累積と継続で30日以上という考え方で構わないということですよ。

そして、全く不登校で、「レインボー」にもなかなか難しい、そして家庭にいるという、こういう子供に対して、例えばコロナのあれでタブレットを買いましたよね。ああいうもので積極的に授業を子供たちに見せていくというか、参加させる、別な形で参加する形になると思うのですが、そういう手立てを講じているのかどうか。

それともう1点、分かる範囲でいいのですけれども、よく以前、今もあると思っておりますけれども、中1ギャップの問題、これによって中学に入ってから不登校を起こしてしまったと明らかに分かるような状況というのはあるのかどうか。そこも引くくめながら、ちょっと教えていただきたい

と思いますけれども。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、「レインボー」の出席扱い、これにつきましては、「レインボー」以外でも、「レインボー」に行けなくて自宅学習している子供、これにつきましては全て出席扱いになっています。というのは、学校のほうでいつも連絡をとりあって、課題等をやって、それで意思の疎通をちゃんととっているということで、そこは全員出席扱い、学校と連絡がとれればいいということで取り扱ってございます。

また、タブレット利用につきましては、今現在、1人1台当たっておりますが、現実として、今、すぐ使えるというような段階ではまだございません。これについては、今、早急に学校のほうとやっているところなので、これは近々大分進むと思いますから、もうちょっと時間をかしていただければと思います。

それと、中1ギャップ、これについては、やはりまだ現在あるということは確かでございますけれども、少なくとも大沼の岳陽学校については、それが今見られないということで、成果は出てございます。その中1ギャップについては、やはり学校のほうと、小学校からどういう対策をとっていいのか、今、「レインボー」の指導員等と教育委員会のほうできちんと月1回、定例の運営会議を開いて、いろいろな問題点を学校と一緒に考えていっているところなので、これについても昔よりは減ってきていると、早い対応で行っていますので、そこについては御理解していただきたいと思っております。

これからも、やっぱり不登校につきましては、文科省のほうで必ず学校に来なくてもいいというような、そういう方針が出ましたので、なかなか難しい、非常に難しい時代になってございますけれども、その多様性を教育委員会のほうでもみんな受けとめて対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほう、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今までの答弁の中では、5

年間の不登校の推移、これはやはり由々しき問題ですよね。28年は20名、その次は32名、48名、46名、55名、だんだん増えてきている。やはりこういうのを何とか防がなければならないということと、それから、一方では、28年は1名、それから11名、9名、18名、16名とあって、学校に復帰してきているという、これは現場のスタッフが非常に努力しているという、こういう成果だと思うのですね。不登校というのは、やはり不登校にならないための学校づくり、それから、きめ細かく柔軟な対応をするという、これがやはり不登校に対する未然防止の方策だというふうに理解しておりますけれども、そこ、最後に教育長に意気込みを、やはり1人でも出さないのだというような考え方で、これからどうしていくのか。以前は、不登校は七飯町全体の問題で、校長会全体で取り組むのだというような考え方を示されましたけれども、今、非常に増えてきて、どこでも大変だという中で、やはり不登校にならないための学校づくりをどうあるべきなのかというのを答弁願いたいと思っております。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 全体として話を整理しなければいけないのですけれども、今、学校に行くことのみを目的とするということが基本的には文部科学省のほうでなくなりました。ですから、学校に来ないから不登校ということではないということです。不登校という言い方の一面は、学校に来させるということを目的としていますので、不登校という発想になりますけれども、その子の特性によっては、「レインボー」にも行けない、あるいはほかのフリースクールにも行けない、けれども自宅で勉強はしたい、自宅だったらできる。今までの定義であれば、これは不登校になりますけれども、でも今は、ここは不登校という扱いをしておりません。ということは、なぜかといえば、勉強をする場所については、それぞれあるという考え方です。

ただ、もう一つの言い方としては、学校に行きたくても行けないという子供たちに対しては、やはりそこは学校としてしっかりと来られる環境をつくらなければいけないだろうというふうに思っ

ております。そういう意味での不登校の子どもたちが学校に来られるようになるためには、教育委員会の教育行政方針としてずっと掲げていますけれども、子どもたちにとって行きたい学校、保護者にとって通わせたい学校、先生方にとって働きやすい学校をつくり上げること。日曜日の夜に学校へ行きたくないではなくて、学校に行けるといいう、これは去年、コロナ禍のときに、6月に休校が明けて学校が始まりました。その休校の期間中、子どもたちは学校に行きたいという思いが非常に強かった。やっぱりそういう意味では、学校というのは来たいという子どもたちをいつでも受け入れますという状態にしておかなければならないというふうに思っております。そういう意味では、教育委員会と校長会が一体となって、子どもたちが行きたいと思える学校を常に目標に掲げてつくり上げていくということをこれからもやっていきたいし、一方では、それが学校ではないところで学びをしたいという子どもがいれば、それはそこでサポートしていきたい。そのための一つのツールとしてタブレットというものがございますので、そこについては使える環境をなるべく早目にやっていきたいというふうに思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（田村敏郎） 終わります。

散 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時24分 散会

